地域農業の明日を考えるシンポジウム2016 資料

～経営感覚に優れた効率的かつ安定的な担い手経営体の確立に向けて～

日 時：平成２８年９月８日（木） 午後１時開会
場 所：仙台市青葉区「仙台市戦災復興記念館記念ホール」

主　　催

公益社団法人 みやぎ農業振興公社
（宮城県農地中間管理機構、宮城県青年農業者等育成センター）
宮城県担い手育成総合支援協議会

共　　催

宮　　城　　県

後　　援

東北農政局　河北新報社　NHK 仙台放送局
TBC 東北放送　仙台放送　ミヤギテレビ
KHB 東日本放送　株式会社日本農業新聞　全国農業新聞

シンポジウム　次第・日程表

1．開　　会（13:00～）

2．主催者挨拶

3．来賓挨拶

4．事例報告（13:10～14:30）

(1) 枝野地区に於ける農地中間管理機構への移行の課題について

あぶくま川水系角田地区土地改良区　賦課徴収課長　斎藤啓二 氏

(2) 農地中間管理事業に係る地域の取組

大郷町農政商工課　課長補佐　内海郁雄 氏

(3) 時代の変化に対応した地域農業の新しいカタチ

「3戸から始める中山間地域の農業生産法人」

大崎市鳴子総合支所地域振興課　主　査　遠藤朋枝 氏

5．情報提供（14:30～14:45）

「地域の人と農地の問題を解決しませんか？」

宮城県農林水産部農業振興課　技術主査　高嶋名世瑠 氏

6．全体交流（質疑・意見交換 14:45～15:10）

7．総括と課題提起（15:10～15:40）

「担い手の経営力強化による地域農業の発展に向けて」

東北大学大学院農学研究科　教　授　伊藤房雄 氏

8．申し合わせの選択（15:40～15:45）

9．閉　　会（15:45）

4．事例報告

（1）枝野地区に於ける農地中間管理機構への移行の課題について

あぶくま川水系角田地区土地改良区
賦課徴収課長　斎　藤　啓　二　氏

枝野地区に於ける農地中間管理機構への移行の課題について



平成28年9月8日
あぶくま川水系角田地区土地改良区
賦課徴収課長　斎藤啓二

枝野地区経営体育成基盤整備事業（担い手育成型）の概要

- 面　　積　211．4ha
- 組合員数　336名
- 事業年度　平成10年～20年
- 標準区画　1 ha(110m×91m) 全体の28%
  50 a (110m×45.5m)
- 換地会議　平成20年　4月23日
- 換地方式　事前換地

一括利用権設定の状況(H27)

- ■参加面積　185．6ha
- ■契約者数　316名
- ■担い手農家・法人　15件
- ■自己完結型農家　56件
- ■全面委託農家　240件

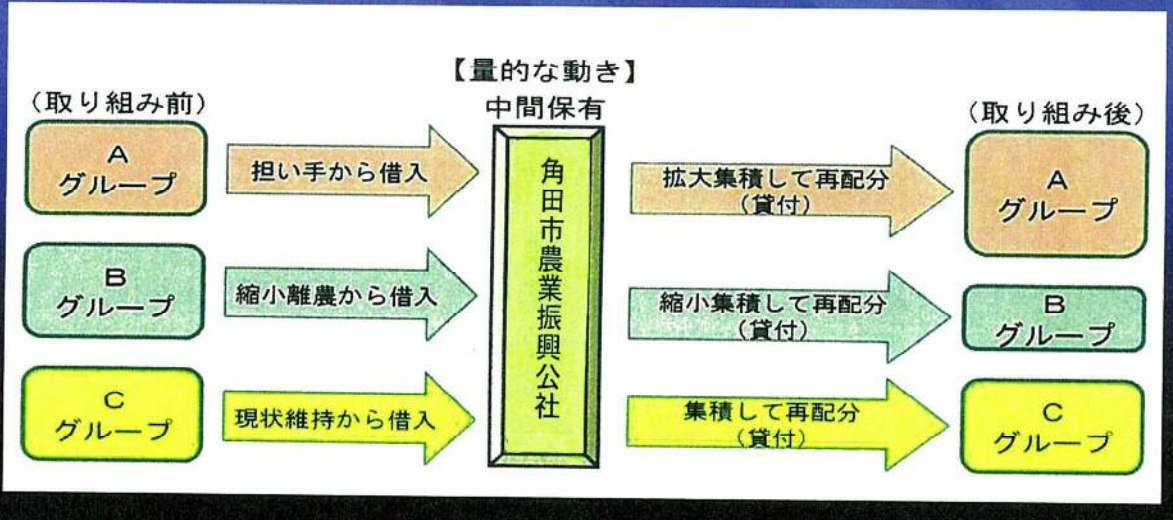
担い手の集積状況内訳

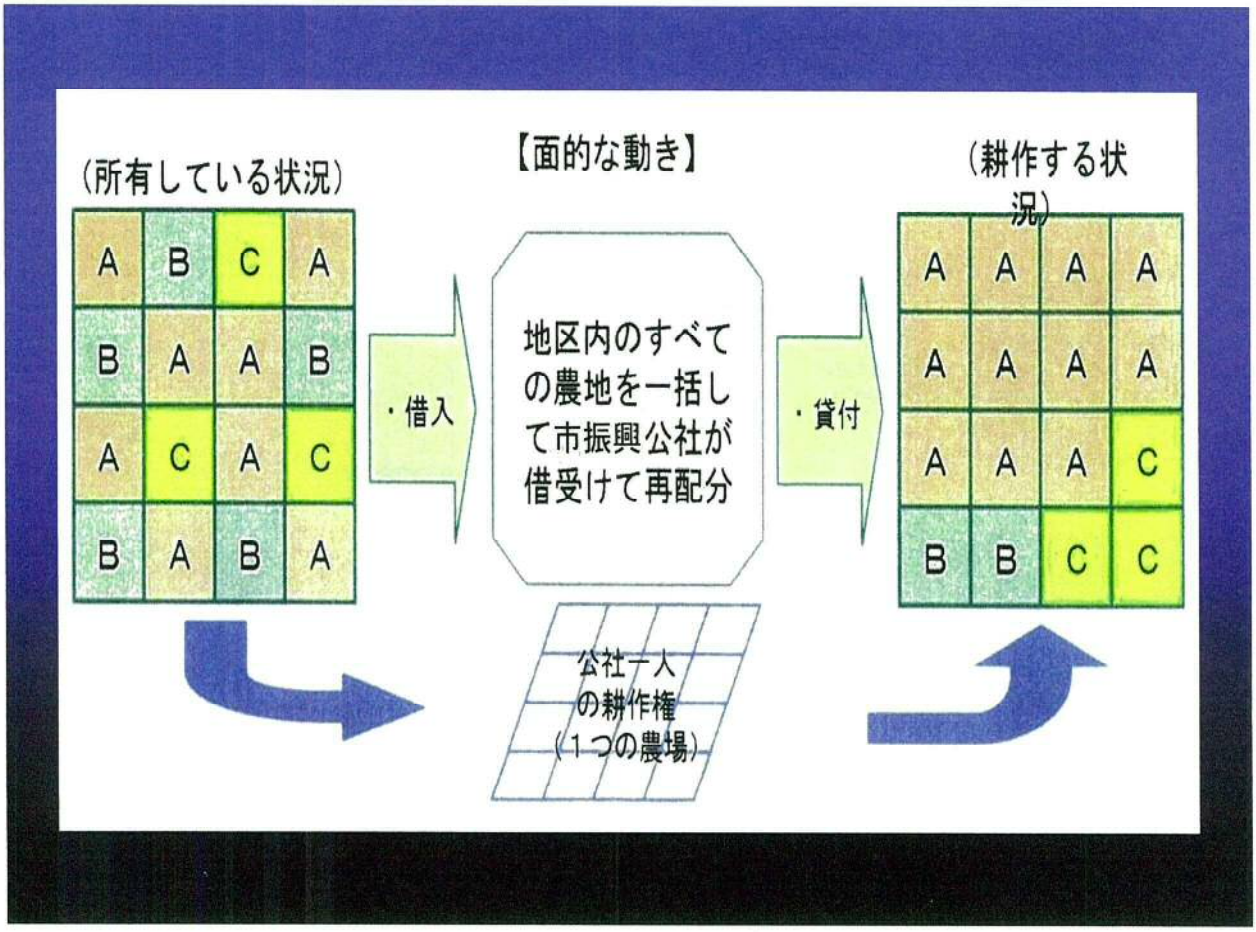
■利用権による集積	田	121．8ha
■作業受託による集積	田	26．3ha
	畑	9．9ha
合　計		158．0ha

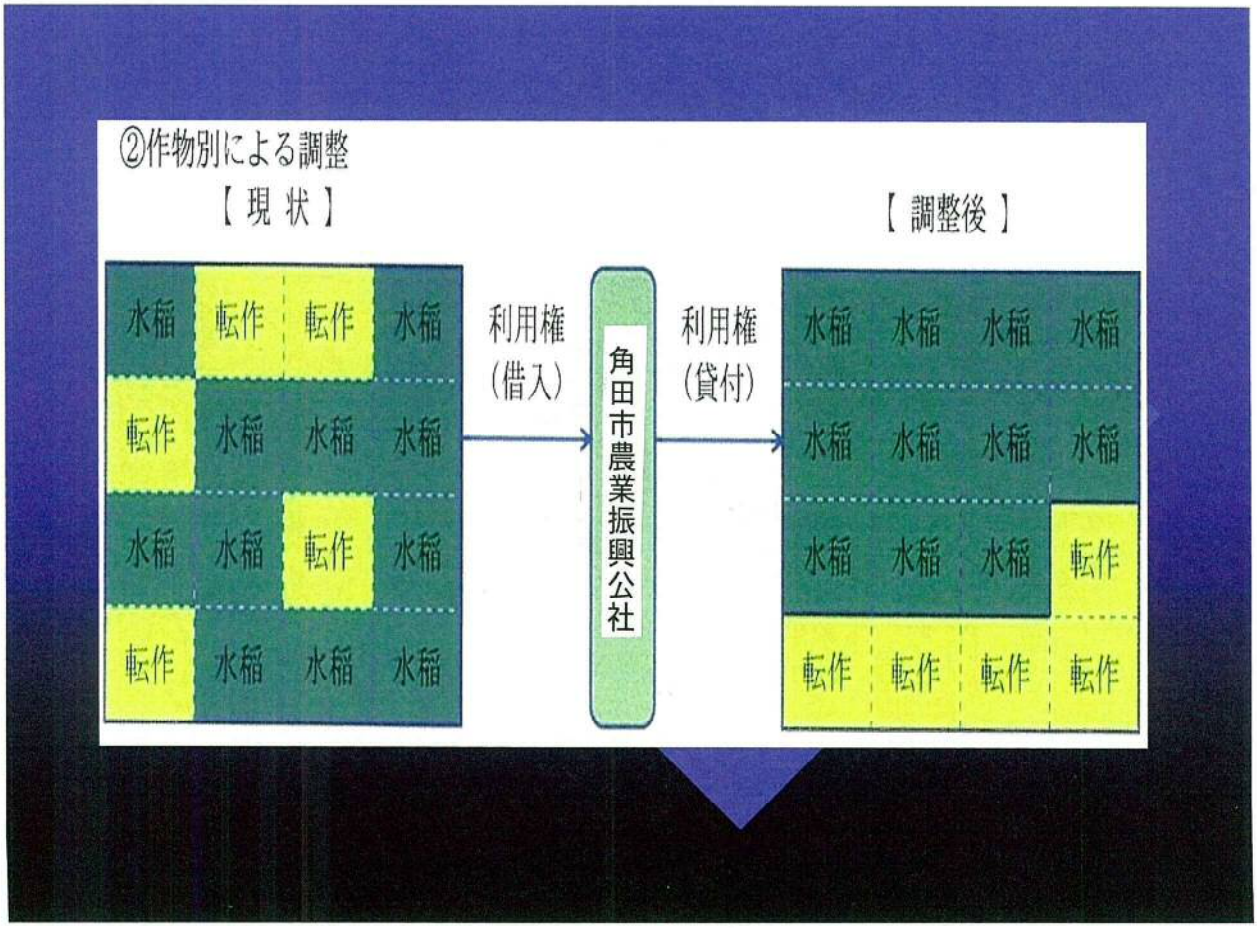
集積率　74．7%

村ぐるみ手法（一括利用権設定）

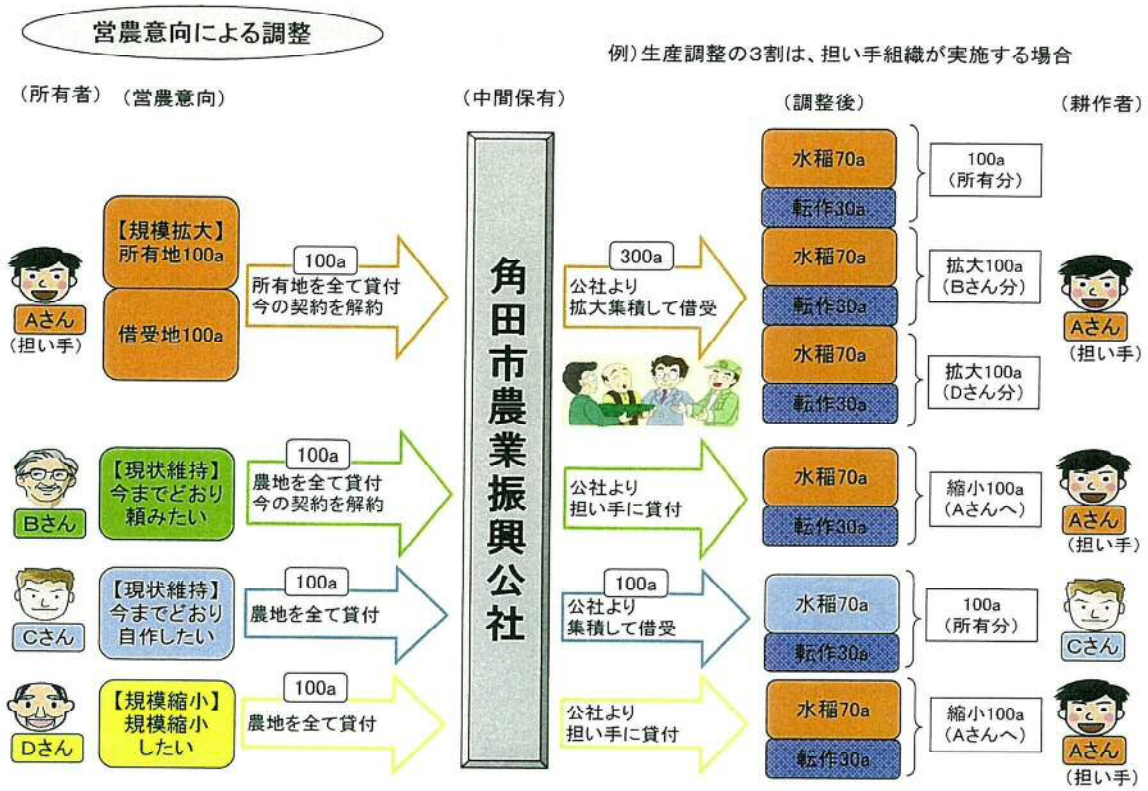
角田市農業振興公社の持つ農地の中間的保有機能を最大限に活用し、集落で考えた土地利用計画に沿った利用調整を図る。（契約期間　平成20年5月～平成30年5月）




【面的な動き】
（所有している状況）
（耕作する状況）
A B C A
B A A B
A C A C
B A B A
・借入
地区内のすべての農地を一括して市振興公社が借受けて再配分
・貸付
A A A A
A A A A
A A A C
B B C C
公社一人の耕作権（１つの農場）


②作物別による調整
【 現 状 】
【 調整後 】
水稲 転作 転作 水稲
転作 水稲 水稲 水稲
水稲 水稲 転作 水稲
転作 水稲 水稲 水稲
利用権（借入）
角田市農業振興公社
利用権（貸付）
水稲 水稲 水稲 水稲
水稲 水稲 水稲 水稲
水稲 水稲 水稲 転作
転作 転作 転作 転作

（例）枝野地区に100aの田んぼを所有し、一括利用権設定に参加した場合



※ 転作 については、公社から借受後、全て担い手組織に作業委託する。（転作ゾーン）

村ぐるみ手法取組の経緯

- ほ場整備の実施
- 枝野地区水田農業プロジェクトの設立
- 先進地視察研修の実施
- 集落説明会（自己完結型農家の理解）
- アグリセンターの設立

中間管理機構への移行の課題

- （1）未相続地
- 課題

未相続地は借受できない。又は相続人全員の同意が必要。円滑化事業の場合は相続人の半数以上の同意で借受できる。

- （2）手数料
- 課題

手数料が賃借料の1%かかる。
集約化に協力している自作農家も支払う？

※地域協力金で対応可能か？

（3）経営転換協力金

3万円/10a(上限70万円/戸)
※新規集積農地面積が2ha以下の場合は上限50万円/10a

- 課題

既に担い手以外の自作農家も公社に貸し出しているため交付対象面積にカウントできない。

■（4）地域集積協力金

当予算は新規集積農地への予算と新規以外の農地面積への予算を3:2で分ける。

■ 課題

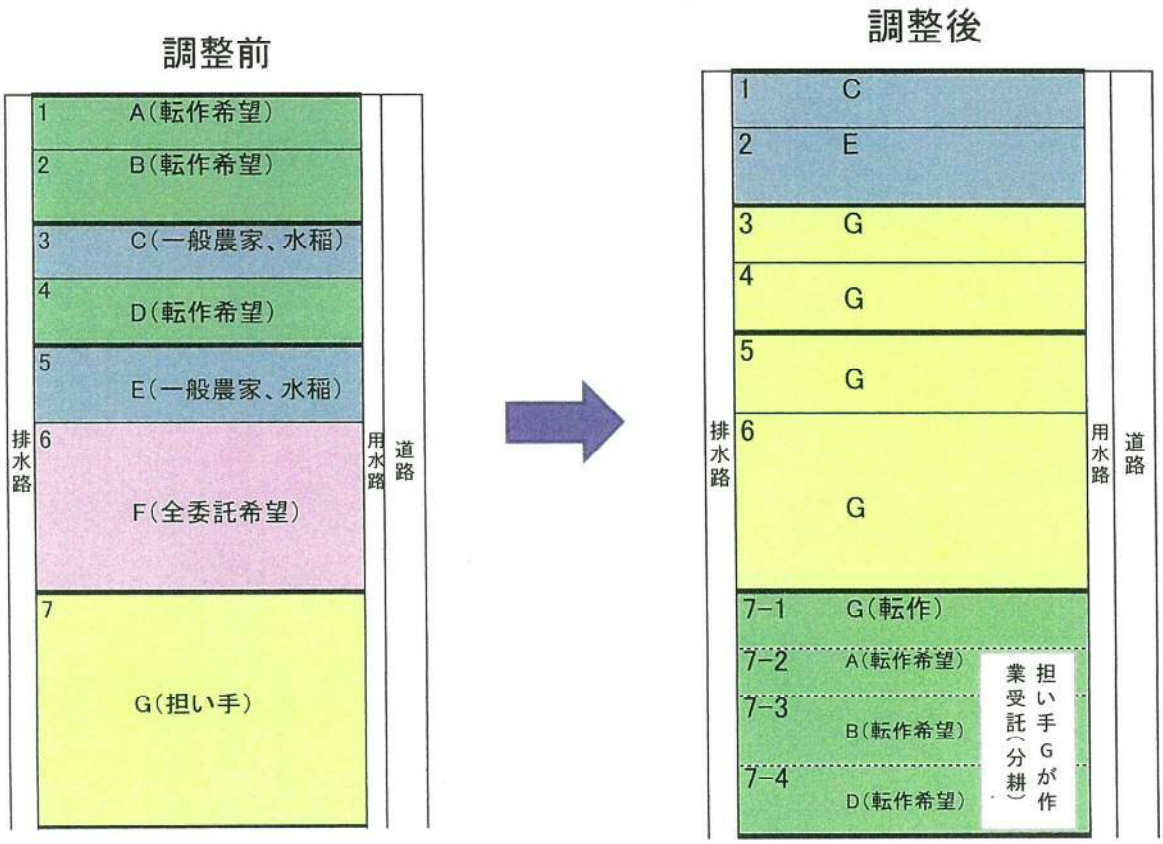
国からの交付額が確定し、かつ経営転換協力金、耕作者集積協力金が確定した後に交付額が決まることから、万が一予算化できない場合組合員に説明できなくなる。

■（5）分耕

■ 課題

当地区では転作予定地を団地化するため自作農家の農地配分を、水稲地域と転作地域に分けて行っている。

そのため、登記上の境界（1筆毎）にとらわれないで配分を行っているため登記上の1筆に複数の組合員が配分される。



枝野地区の将来の展望

現在の稲作の状況を考えれば、集約化によるコスト削減は必須であるので当地区では村ぐるみ管理型手法を今後も継続の方向で協議を行っていく。

尚、農地の集約化(団地化)には、担い手、出し手農家、現状維持農家等地域の協力があって成しえることから、現状の中間管理制度を十分把握しながら検討してゆきたい。

(2) 農地中間管理事業に係る地域の取組

大郷町農政商工課

課長補佐　内　海　郁　雄　氏

農地中間管理事業に係る地域の取組

平成２８年９月８日
大郷町農政商工課
課長補佐　内海郁雄

大郷町は、昭和２９年７月１日に、大谷村・粕川村・大松沢村を合併して出来た町である。人口は、８，６９８人（平成２６年３月末）。農地面積は２，１７０haで、内圃場整備された面積は１，４１２haであり、水稲と大豆等が作付されている。

平成２６年３月末、大郷町全地区を対象に人・農地プランを作成。平成２７年３月末、１つとなっていたプランを大谷東部・大谷西部・粕川・大松沢の４地区に修正した。

平成２７年度の人・農地プランに位置付けられる、中心となる経営体は、認定農業者３０名、組織１４つであり、内農地中間管理事業の借受希望者は、個人２６名、法人８組織だった。

＜利用集積された大豆の作付圃場＞



〔農地中間管理事業説明会〕平成２７年９月４日に地域の担い手並びに行政区の代表者等を対象に農地中間管理事業説明会を実施した。説明会には、公益社団法人みやぎ農業振興公社（宮城県農地中間管理機構）より担い手育成部農地班担当職員並びに地域コーディネーター、宮城県仙台地方振興事務所より農業振興部総括並びに調整指導班長にお越しいただいた。またＪＡあさひな営農企画課、町の農業委員会の方々にも出席していただいた。
この説明会以降、初回説明会同様に、みやぎ農業振興公社担当職員・コーディネーター・仙台地方振興事務所職員にお越しいただき、行政区単位での説明会を実施した。

＜行政区単位に説明会＞





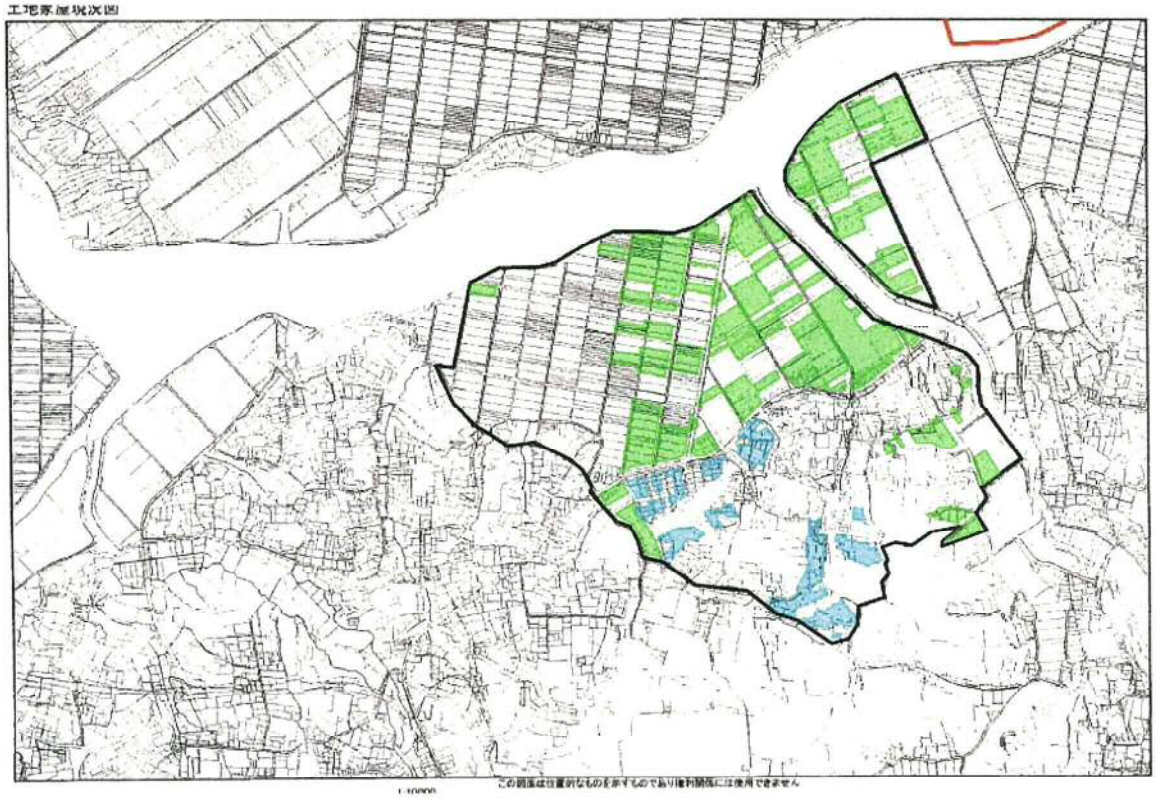


行政区単位に説明会を実施

・地域によっては担い手がいない。
・沢田が多い。
・受け手はいるか。

〔法人の立ち上げ〕羽生地区では地域の担い手となるため、平成２６年に農事組合法人天神ファームを設立。同法人が中心となり羽生地区の集積に取組み、１３５．９haの農地の内３７．８haを集積。地域の２７%の農地を取りまとめた。

＜羽生地区集積状況＞



羽生東部農地利用改善組合に地域集積協力金７，５５８，０００円が支払われ、地域集積協力金は、基盤整備（土壌改良、用水・排水溝の整備）、施設整備（ビニールハウス）、機械導入（高性能播種機、畔塗機）等に活用された。

平成２７年度の大郷町全体の農地中間管理事業の実績は、農家戸数５０戸、面積７４．８haだった。

現在、平成２８年度において１法人が設立され、地域の担い手となり、農地中間管理事業を活用し農地の集積に意欲的に取り組んでいる。

今後も、説明会等を実施、農地中間管理事業の推進を行っていく。

(3) 時代の変化に対応した地域農業の新しいカタチ
「3戸から始める中山間地域の農業生産法人」

大崎市鳴子総合支所地域振興課
主 査 遠 藤 朋 枝 氏

時代の変化に対応した地域農業の新しいカタチ

3戸から始める
中山間地域の農業生産法人



平成28年9月8日［木］

大崎市鳴子総合支所地域振興課
遠藤　朋枝

はじめに

1．法人化までの道のり

2．「2つ」の農業生産法人

3．活用した3つの事業

1．法人化までの道のり

そもそも鳴子温泉地域は
課題だらけ。



認定農業者 **５％**	**後継者不在** **７１％**
集落営農 **ゼロ**	**未整備田** **８０％**

こんな不満や不安
ばかりが先行しています。

- 話し合いするにも，リーダー不在。
- 集落全体の合意形成なんて不可能？
- 平成30年以降の政策は？



理想を追っていくうちに，
この地域から

田んぼが消える。

そもそも
どちらが「リスク？？」

現状	法人化

理想と現実
を見極めて決断。

「法人化希望者チーム」による

３戸１法人

家族で続けられない農業を
地域と続ける農業に。



家族
農業

地域
農業

2．「２つ」の農業生産法人

３戸から始めた
鳴子温泉地域の農業生産法人

非担い手同士

株式会社A
〈H26.1月設立〉

[構成員]　３名
[経営地]

17ha → 28ha
(16戸)　(38戸)

株式会社B
〈H27.8月設立〉

[構成員]　３名
[経営地]

17ha → 10ha
(10戸)

地域の課題を
経営の「軸」にしました。



株式会社A

そばを「六次産業化」
農業×観光で地域活性化！



株式会社B

高騰する飼料＆低迷する米価
稲WCSの高品質化で耕畜連携！

| 株式会社Ａ ［六次産業化］

地域発信！
蕎麦カフェ田伝-denden-



| 株式会社Ｂ ［耕畜連携］

地域をむすぶ！
畜産農家×農業生産法人

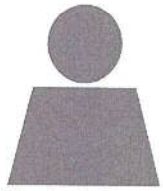


悩みはつきませんが，
課題を目標に変えて前進します。



株式会社Ａ

受託面積の増加に対応する
技術者の育成



株式会社Ｂ

簡易整備希望[１０a→３０a]
作業効率と生産性向上させたい。

３．活用した３つの事業

みやぎ農業振興公社

［県担い手協＆農地中間管理事業］

専門家
派遣支援

法人化
支援交付金

機構集積
協力金

＼ 安心して下さい！ ／

専門家（コンサル）
の助言で経営診断できます。

税理士　　司法書士　　社会保険
労務士

お住まいの市町村農業担当課へご相談ください。

活用しよう！

法人化支援交付金
４０万円

定款　　法人登記　　諸経費

お住まいの市町村農業担当課へご相談ください。

地域集積協力金について

1.どこ[誰]が申請・受領するのか。

2.活用方法について。

おすすめします

合意形成は
初期段階でルール化。

今すぐチェック！

所有者	法人形態	出資金
・相続登記 ・共有資産	・株式会社 ・農事組合	・登記前に必要 ・出資割合

農地の未相続等により
直前に協力金申請を「断念」したケースあり。

まとめ

1. 法人化希望者「3人」集めよう！

2. 経営の「軸」を考えよう！

3. 支援事業を事前に確認しよう！

不安に負けそうになったら。
出来ない理由があふれたら。
折れかけた心を支えた言葉があります。

「今ならまだ間に合う。」

この先の農業。
時代にあった「カタチ」で
共に「継続」にこだわりたい。



ご清聴ありがとうございました。

5．情報提供

「地域の人と農地の問題を解決しませんか？」（別冊）

宮城県農林水産部農業振興課

技術主査　高　嶋　名世瑠　氏

6．全体交流（質疑・意見交換）

《メ　モ》

《メ　モ》

7．総括と課題提起

「担い手の経営力強化による地域農業の発展に向けて」

東北大学大学院農学研究科
教 授 伊 藤 房 雄 氏

略　歴

- 1958年　岩手県生まれ
- 2002年４月　東北大学大学院農学研究科経営情報学分野　助教授
- 2010年４月　東北大学大学院農学研究科農業経営経済学分野　教授
- 2011年より　宮城県産業振興審議会(農業部会長)
- 2014年より　宮城県産業教育審議会(会長)
- 同　(公社)みやぎ農業振興公社農地中間管理事業評価委員会(委員長)

担い手の経営力強化による地域農業の発展に向けて

東北大学

東北大学大学院農学研究科　伊藤房雄

1．これまでの『みやぎの農業』（スライド2参照）
・耕地面積　・農業産出額　・作付面積　・農業就業人口　・コメ在庫 etc.
☞ 米依存の限界、労働の高齢化、担い手不足

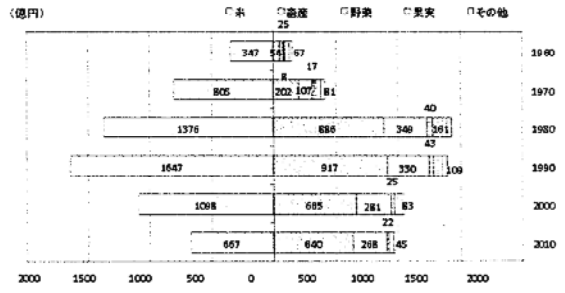
2．『みやぎの農業・農村』を取り巻く外部環境の変化（スライド3、4、5参照）
・人口　・食料消費　・世帯構成　・気候（地球温暖化 etc.）
・農業政策（農地中間管理機構、人・農地プラン、生産数量目標の廃止 etc.）

3．これからの『みやぎの農業・農村』の課題（スライド6、7、8参照）
・需要の変化に即した農業生産　・適切な地域資源の保全と管理
・温暖化に適応した生産体系の確立と生産基盤（ハード面）の整備
・適地適作にもとづく地域類型　・販売戦略の根本的見直し etc.

4．担い手の経営力強化による地域農業の発展に向けて（スライド9、10参照）
・担い手のスキルアップと経営基盤の整備、関係機関・団体の支援強化 etc.

これまでの『みやぎの農業』の概観

宮城県の農業産出額



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

【産出額・耕地・作付け面積などの特徴】

・1990年代以降の農業産出額全体の縮小
・特に米産出額の縮小（2010年コメ在庫全国最大）
・園芸振興は掛け声止まりか?!
・現在でも米依存から脱却できず
・耕地利用率の低下（耕作放棄地の増加）
・戦前生まれの地滑り的リタイア
・担い手不足はリスクかチャンスか？

農業就業人口の推移(宮城県)

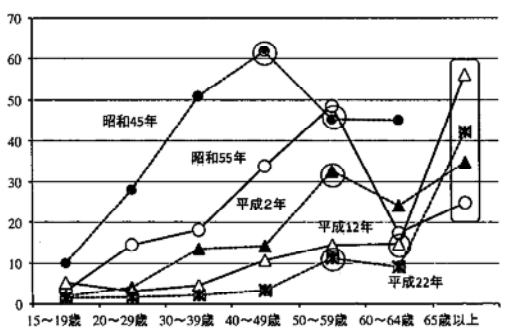
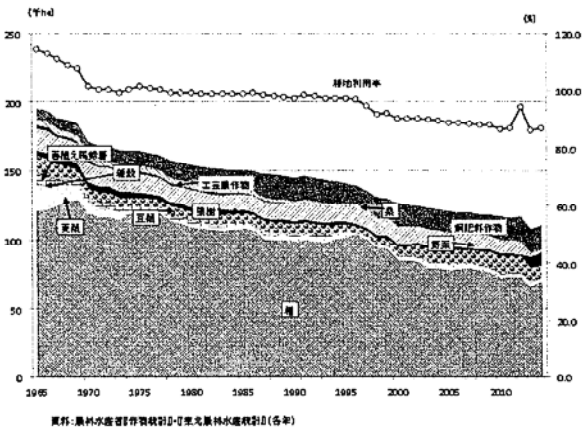


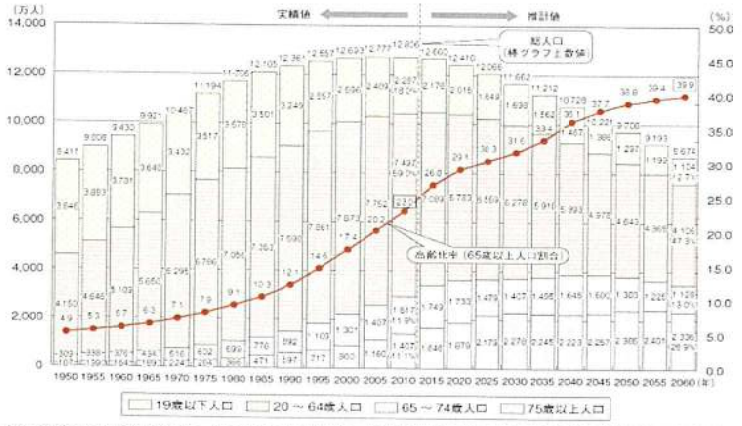
図 農作物作付け面積の推移（宮城県）



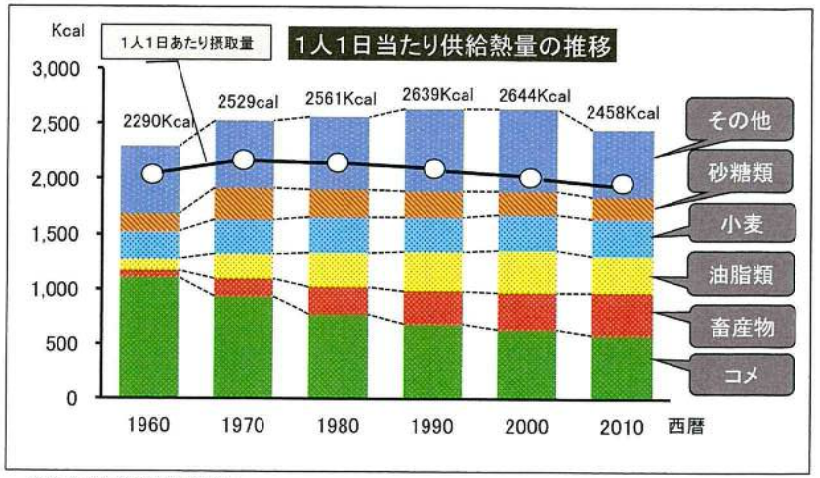
資料：農林水産省「作物統計」・「生産農林水産統計」（各年）

『みやぎの農業・農村』を取り巻く外部環境の変化

日本の人口☞減少・少子高齢☞生活インフラの維持困難

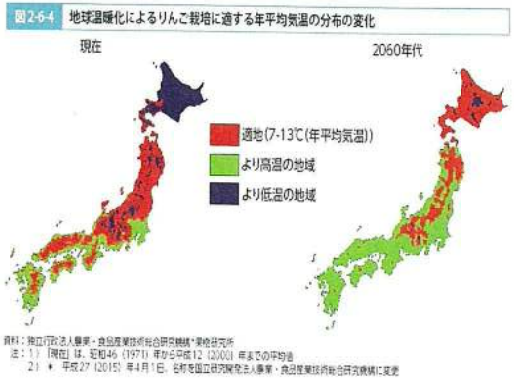


胃袋で食べる時代☞舌で食べる時代☞脳で食べる時代

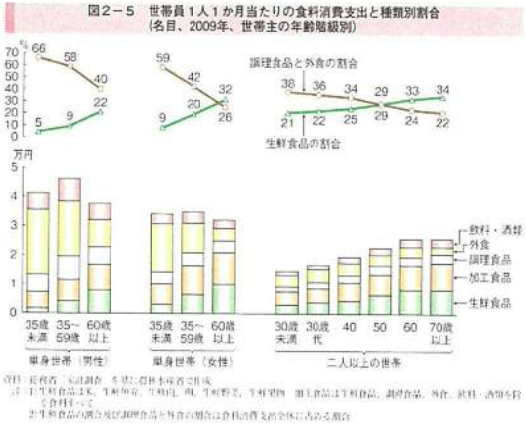


資料：農林水産省「食料需給表」

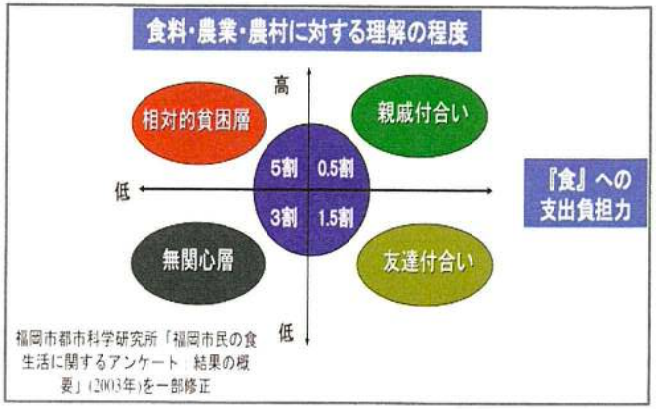
地球温暖化
☞ 食料生産の適地の北進



外食と加工食品に依存する
単身世帯の増加



多様な消費者の存在
(『食』マーケット)



福岡市都市科学研究所「福岡市民の食生活に関するアンケート　結果の概要」(2003年)を一部修正

『みやぎの農業・農村』を取り巻く外部環境の変化 （続き）

【これからの農業政策の基調】

善し悪しは別として長期安定政権は農業政策の不確実性を低下させる

(1) 人・農地プラン＆農地中間管理機構
- ☞ 農地流動化の制約が緩和
  ただし、兼業機会の多寡や宅地需要の高低で地域格差はあるだろうが・・・

(2) 生産数量目標の廃止
- ☞ コメの需給調整は市場に委ねる ☞ 生産者団体による需給調整はかなり困難
  なお、自家飯米・縁故米を生産する兼業農家等に米価の変動は影響なし
- ☞ コメ取引に関わるプレーヤー（主たる経済主体）の誰がリスクを負担するか？
- ☞ リスクの軽減手段 → （ゲタ）とナラシ → 収入保険（具体的制度設計は検討中）

(3) 農業関連団体等の再編と協調
- ☞ 人口減少（農業就業人口や農家数の減少）のもとで組織再編は不可欠
- ☞ 農協と農業法人の補完的協調関係も不可欠

【これからの気候や技術革新の動向】

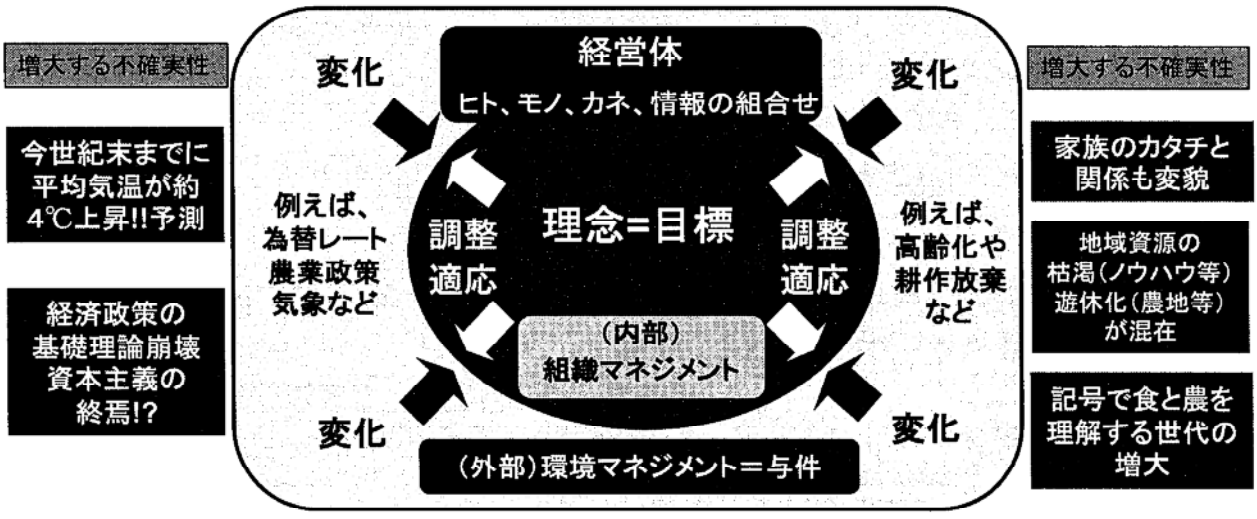
(1) 地球温暖化の進行に伴う産地の移動（北上、標高差）や再編は必至

(2) ICT及びIoTの加速度的進化、並びに先端プロ等の先端技術展開事業に注目！

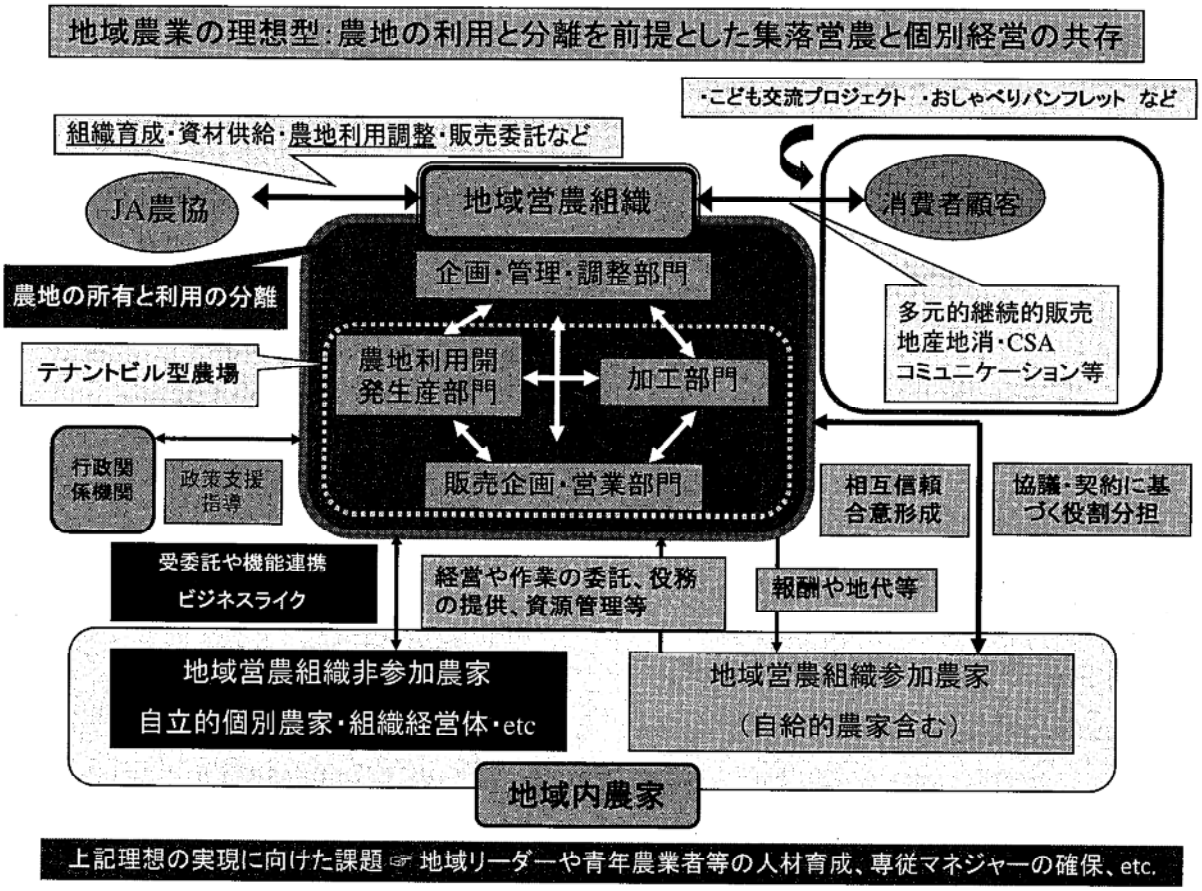
(3) 医福農連携による技術開発やアグリインフォマティックス（スマート農業）にも注目

農業経営・農村を取り巻く現状（まとめ）

農業経営とは経営者の夢や目標、経営理念を実現するための行為
外部環境の変化に適応できた経営が生き残る≒自然界の摂理



少子高齢化・人口減少局面で、地方の道路や橋梁、公共サービスなど
生活に不可欠な社会インフラの維持に必要な住民負担は年々増加
☞安全で安心な食料の安定供給とともに重要な問題☞今後の重要な論点



これからの『みやぎの農業・農村』

・『飽食』の時代では需要の変化に即した農業生産が不可欠

・温暖化に適応した生産体系の確立と**生産基盤の整備**

☞ 米生産からの脱却 → 野菜作、果樹作の振興 → **畑地整備（田畑輪換含む）**

☞『売れるコメ、野菜、果樹』とは？ → 業務用・加工業務用原料、契約栽培など

☞ 取引優位性を高めるための産地マッピング化の推進

☞ 畜産の維持発展と環境保全型農業の一層の推進

・農業の6次産業化（広義）や輸出（販路の一つ）も収益向上、雇用創造に重要

・適切な地域資源の保全と管理

・『みやぎの農業・農村』のファンづくり ☞ 生産者と消費者を結ぶ『つなぎびと』の活躍

【これからの農業経営は家族経営か法人経営か？】

	持続性	収益性	迅速な意思決定
家族経営	◎	△	○
法人経営（株式会社など）	△	◎	◎
法人経営（農事組合法人）	△	△	△

経営形態はどうであれ、家族経営の本質を内蔵した法人経営に優位性?!

☞ **Farm Family Business** の世界的展開、**データに基づく経営管理は不可欠**

『みやぎの農業・農村』の今後の課題

・適地適作にもとづく地域類型化と地域別栽培体系マニュアルの作成

・需要に即した品種改良と環境保全型スマート農業の技術体系の確立

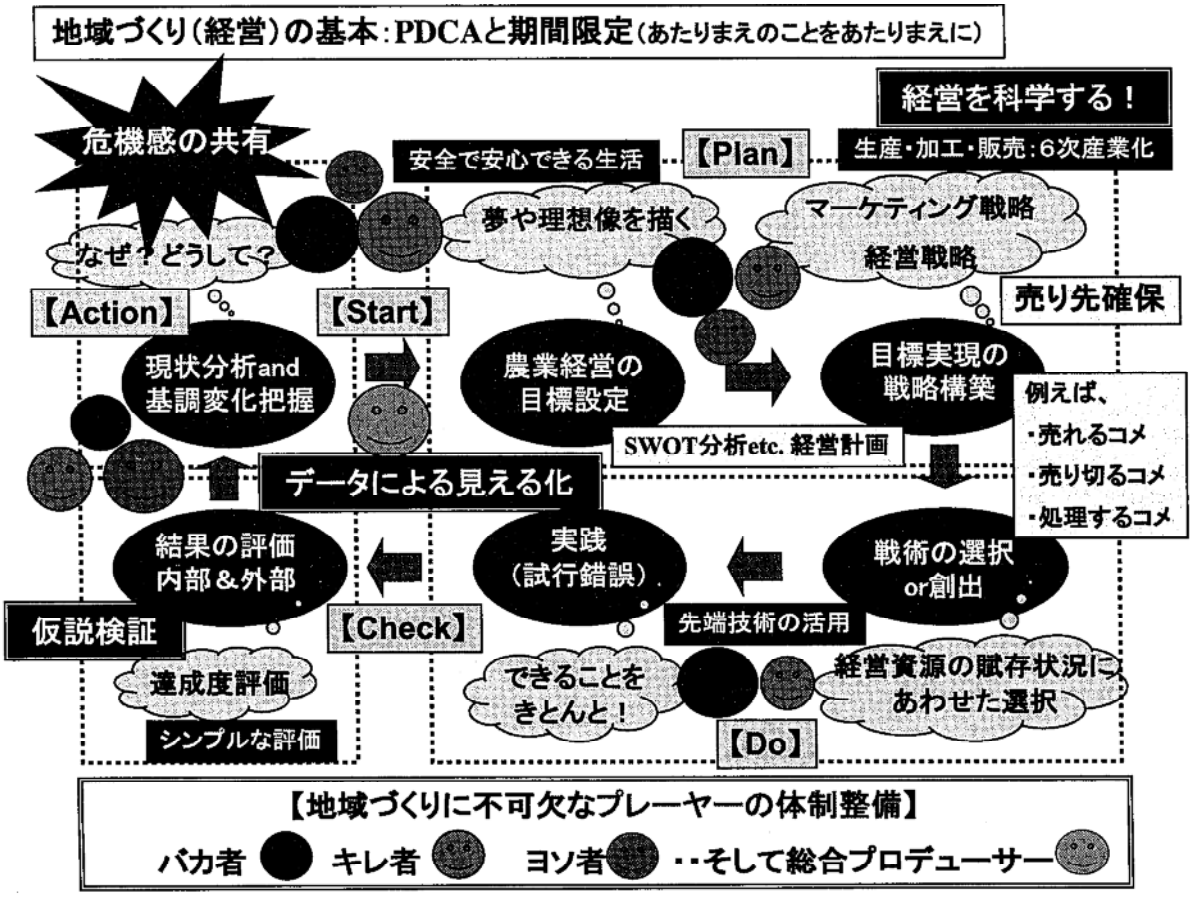
・販売戦略の根本的見直し（最終的に誰が価値相当額を支払ってくれるのか？）
☞ 目標購買層の絞り込みとそれに合わせたマーケティング戦略の構築

・経済効率の追求と運動論の二正面作戦
☞ スイスの経験をもとに長期的な食農教育の必要性

・農業に従事する世代の特徴に合わせた課題解決の推進

・これからの『農村の在り方』については今後の検討課題
☞ 第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画策定時の中心課題か?!

・今後の『みやぎ食と農の県民条例基本計画』等の策定に不可欠な要素
☞ 検討に必要な宮城県内の食と農（農村生活含む）に関するデータベースの整備
☞ 特に、一定数の農業経営の定点観測
☞ 『農村の在り方』について関連部局と早期に勉強会を開始



地域農業の発展とは
☞高収益農家や生きがい優先農家など**地域の多様な担い手**が、各々の**経営目標を実現して持続性の高い農業を展開**している姿(理想型)

❶ 地域営農ビジョンの基本形 = 全員参加型の地域農業が理想(スライド6)

ただし、それぞれの地域には、地域特性や地域風土があり、地域営農ビジョンは多様
例えば、津波被災地と内陸部、平坦地と中山間地、県北部と県南部、ect.

☞ 誰が、どうやって、地域営農ビジョンをつくるのか？
誰が ☞ 地域営農ビジョン策定の主体は地域の農業者、行政・JA・団体は支援組織
どうやって ☞ 人・農地プランを活用 ☞ **農地集積は担い手作りの手段**

☞しかし、地域営農ビジョンを策定する前にやるべきことがある
1) 地域範囲の限定 ☞ まずは集落単位(最大で『字』単位)、市町村単位は非現実的
2) 地域資源(ヒト、土地、農業機械・施設)の**現在と5年先の『棚卸し』**
☞ 支援組織による現状分析と多様な担い手間での分析結果(危機意識)の共有
3) 定期的な農閑期の集落総点検(PDCA)の実施と『未来の他者』への配慮(責務)

❷ 担い手(新規就農者含む)の経営力強化 ≒ 経営発展に必要な7つのチカラ
❶情報力 ❷企画力 ❸技術力 ❹組織・管理力 ❺資金力 ❻行動力 ❼パーソナリティ
☞ これらの経営力強化には**OJTとOff-JTの実践**あるのみ！『まずはやってみなはれ！』

❸ 待ったなしの現状 ≒ 出来ることは今日から実行 ≠ **明日から…では遅すぎる！**
☞ 外部環境の変化に適応(意思決定)していくために残された時間は…あと数年

８．申し合わせの採択

申し合わせ（案）

申し合わせ（案）

本日、私たちは「地域農業の明日を考えるシンポジウム 2016」に集い、『第 2 期みやぎ食と農の県民条例基本計画』が目指す将来の姿：「農業を若者があこがれる魅力ある産業に！」をふまえ、「経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営の実現」を目指し、農地を将来にわたって維持・活用していく集積活動及び担い手の育成・確保の重要性を再確認し、具体的な課題・目標等について参加者相互に認識を深めました。

紹介された県内各地の先行事例や経験、また、貴重な提言・提案をシンポジウムの成果とし、地域における農業振興プラン等の目標達成や課題解決に向け、私たち農業者・行政・関係機関が一体となって、下記事項の実践に取り組むものとします。

記

1. 「農地中間管理事業」を通じた農地集積の加速化を図り、効率的かつ安定的な土地利用型農業経営の基盤づくりを進めること。

2. 集落営農等農業経営の高度化・法人化のほか、認定農業者の青色申告実践等を通じ、経営感覚に優れた農業経営の実現及び魅力ある経営体の創出・育成を図ること。

3. 次世代の担い手の育成・確保に向け、新規就農者の確保を図るとともに、地域の特長を活かした経営力・技術力向上にむけた支援の充実、強化を図ること。

4. 水田フル活用や経営の多角化による農業所得の向上を図るため、土地利用型も含めた園芸振興の促進、耕畜連携による飼料用米生産、ＩＴ技術の活用、６次産業化等に積極的に取り組むこと。

以上、申し合わせます。

平成 28 年 9 月 8 日

地域農業の明日を考えるシンポジウム 2016

参加者一同

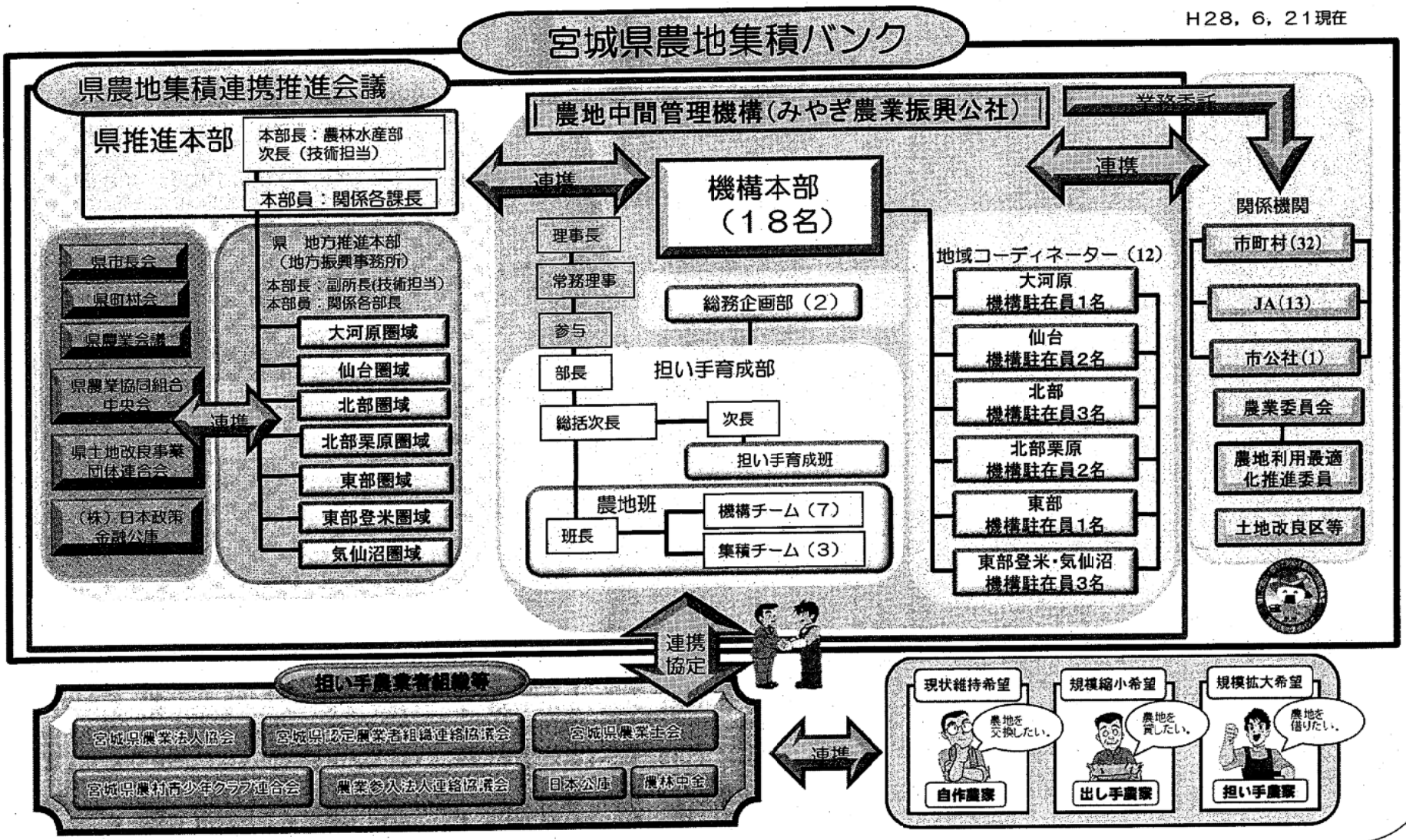
参考資料Ⅰ

（公社）みやぎ農業振興公社

http://www.miyagi-agri.com/

宮城県農地中間管理機構の事業実施体制

H28，6，21現在



（公社）みやぎ農業振興公社

資料：1

「宮城県農地中間管理機構と宮城県担い手農業者組織及び関係機関との農地中間管理事業に係る連携に関する協定」について（概要）

平成２８年　６月２１日（火）
宮城県農地中間管理機構
公益社団法人　みやぎ農業振興公社

1　目的

宮城県農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）と宮城県担い手農業者組織及び(株)日本政策金融公庫・農林中央金庫が連携し，農業経営の規模拡大や農用地の集団化，農外からの新規参入等を促進し，農用地の利用の効率化や高度化を図り，もって農業の生産性向上に寄与する。

2　当事者（協定締結者）

(1)宮城県農地中間管理機構（１者）
　(公社)みやぎ農業振興公社
(2)宮城県担い手農業者組織（５者）
　宮城県農業法人協会・宮城県認定農業者組織連絡協議会・宮城県農業士会
　宮城県農村青少年クラブ連絡協議会・農業参入法人連絡協議会
(3)関係機関（２者）
　(株)日本政策金融公庫・農林中央金庫

3　立会人

宮城県・農林水産省（東北農政局）

4　協定締結の手法

一括締結方法　（全ての当事者が一括して協定書を締結する）
基本協定とし、別途「連携推進会議」を設置し詳細調整

5　連携事項・内容と役割分担（案）

(1)定期的な情報提供及び意見交換に関すること。
　機構が機構等からの情報提供や担い手の意見・要望等の情報交換会を定期的に開催する。
【主な役割】機　　構・・・定期的に意見交換会を開催，農地中間管理事業の情報提供
　　担い手組織・・・意見交換会に参加，意見等発信
　　公庫・中金・・・情報提供等

(2)各組織における主催行事に関すること。
　各組織の主催行事にそれぞれが積極的に参加し，情報交換や農地中間管理事業の周知・理解促進等を図る。
【主な役割】機構・担い手組織・公庫・中金・・・相互に主催行事を案内
　　機構・公庫・中金・・・農地中間管理事業等の情報提供・周知

(3)農地利用のあり方等に関する地域の合意形成に向けた取組に関すること。

人・農地プランの作成・見直しにあたって，担い手の経営発展に向けた農地中間管理事業の活用を明確に位置付けるなど，地域農業の在り方に関する合意形成と取組のイメージ共有を図る。

【主な役割】機　　構・・・市町村の見直し取組支援

担い手組織・・・話し合いへの積極的な参加を会員へ周知，積極的な意見等発信

(4)本事業の普及啓発活動及び積極的な活用に関すること。

出し手・受け手の情報収集・提供と農地中間管理事業の活用へ誘導を図る。

【主な役割】機　　構・・・農地中間管理事業の活用への誘導

担い手組織・・・積極的な農地中間管理事業の活用と地域における出し手・受け手の情報を収集し機構への情報提供

(5)本事業の再配分調整活動に関すること。

機構が中間管理権を保有する農地の再配分調整活動（シャッフル活動）を展開する。

【主な役割】機　　構・・・再配分調整の検討・実施

担い手組織・・・受け手意見の集約と機構への情報提供

(6)その他、農地中間管理事業の推進に関すること。

県は，協定で掲げた連携事項が円滑に実施されるよう，当事者が行う取組を支援するとともに，これらの取組に積極的に参画していく。

6　これまでの対応と今後の進め方

(1)機構からの各組織に対しての、連携協定協議への参画文書要請（H28,3,14済み）

(2)Ｈ２７年度内に各組織からの協議参画回答徴求（基本合意）

（H28,3,31までに全ての組織から参加回答済み）

(3)各組織との詳細調整（協定書内容・表現等）

(4)協定書締結に関する各組織決定（理事会・総会協議）

(5)H28,6,21（火）協定書締結

7　連携推進会議の実施

定期的な意見交換の場として実施



担い手農業者組織との連携強化で
農地集積・集約化を一層推進！
『農地中間管理事業活用イメージ』

農地の有効活用と担い手農業者の経営安定化の実現



現状維持希望



自作農家

規模縮小希望



出し手農家

規模拡大希望



担い手農家

農地中間管理事業等の活用支援

連　携　協　定

担い手農業者組織

- 宮城県農業法人協会
- 宮城県認定農業者組織連絡協議会
- 宮城県農業士会
- 農業参入法人連絡協議会
- 宮城県農村青少年クラブ連絡協議会

農地中間管理機構



意見交換・情報提供 等

意見交換・情報提供 等

意見交換・情報提供 等

関係機関

- 日本公庫
- 農林中金

取　組　支　援

宮　城　県　・　市　町　村　・　関係機関団体等

農地中間管理事業に係る連携協定とは，**『地域の貴重な財産である農地の有効活用』**に関し，それぞれの立場において情報提供や意見交換を定期的に実施し，農地中間管理事業等を通じて「農地の有効活用」と「担い手農業者の経営安定」を目指すものです。

具体的には，①各組織主催行事への積極的参加，②人・農地プランの作成・見直しへの協力，③農地中間管理事業の積極的活用と効率的な土地利用に向けた団地化の取組支援等を行うものです。



（宮城県・宮城県農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社））

農地中間管理事業と関連施策との併用で よりよい農業経営・地域づくりを！

個人・組織経営における問題の再認識



- ○農業所得の減少
- ○高コスト体質
- ○重労働
- ○農地分散・非効率的作業等

地域農村の問題の共有

人と農地の問題

- ○担い手の高齢化・減少・不足
- ○非効率的な農地利用
- ○耕作放棄地の発生
- ○集落・地域農業の危機
- ○コミュニケーション不足　等

話し合い

地域農業の将来像（人・農地プラン）

- ○地域に担い手はいるか，いない場合だれに頼むのか
- ○誰が何を作っているのか
- ○将来の集落，地域農業はどうあるべきか



課題は？

課題の整理・解決

農地中間管理事業の活用で解決！

農地の集積・集約化

- ○大規模かつ集約化での農業経営
- ○経営農地の交換



生産コスト減少，作業の効率化・省力化，農業所得の増加

- ○意欲ある担い手への集積・集約化

地域における効率的な農地利用

耕作放棄地の発生防止

- ○受け手不在農地のマッチング

効率的な農地利用



新規就農，農業参入の促進

- ○機構が農地の出し手と交渉
- ○まとまった農地の融通



地域農業の担い手の確保

効果的な活用に向けて

併用施策のケース　（詳細は裏面）

個人・地域に合った施策を選択！

ケース1：農地を使いやすく

- ○農地整備事業
- ○農地耕作条件改善事業 等

ケース2：安定経営のために

- ○農業法人設立支援
- ○経営体育成支援事業
- ○スーパーL資金(農業制度資金)の金利負担軽減措置
- ○青年就農給付金（経営開始型）等

ケース3：中山間地域では

- ○中山間地域等担い手収益力向上支援事業
- ○経営体育成支援事業 等

ケース4：畜産部門では

- ○飼料生産型酪農経営支援事業
- ○畜産公共事業

その他の施策（負担軽減等）

- ○税制優遇制度（固定資産税，相続税，贈与税）
- ○機構集積協力金交付事業

※市町村，県農業会議，県農業協同組合中央会，県土地改良事業団体連合会，（株）日本政策金融公庫，農地中間管理機構，県等が連携し，支援を行っています。農地中間管理事業と上記等の関連施策を併せた活用で，農業経営・地域農業のより効果的な発展が期待されます。

農地中間管理事業との併用により，成果が期待される事業・制度の例（H28年度）

農地を使いやすく

農地整備事業区域において，換地と併せて農地中間管理事業を展開することにより，担い手への農地集積・集約化を実現

①農地整備事業【農村整備課】

水田地帯における地域農業の展開方向，生産基盤の状況等を勘案し，農地の更なる大区画化と地下灌漑施設等の生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施（※農地整備事業のうち農業競争力強化基盤整備事業は，農地中間管理事業のモデル地区内において，当該年度に機構との連携が確実と見込まれる事業要望を優先し，国予算が配分される）

②農地耕作条件改善事業【農村整備課】

担い手への農地の集積・集約化が行われ，又は基盤整備の実施により今後行われると見込まれる地域において，区画拡大，暗渠排水等に加え，土壌改良をはじめとする「受け手」のニーズに対応した基盤整備を支援（※本事業の実施区域は，農地中間管理事業の重点実施区域，当事業の実施により，重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域）

安定経営のために

農業法人化も見据えての農地中間管理事業活用による農地の確保，集積・集約に加え，機械・施設等の導入や新規就農者・雇用就農者の定着促進のための支援を活用

①農業法人設立支援【県担い手育成総合支援協議会】

法人化に向けた専門家（コンサルタント）の無料派遣等実施

②経営体育成支援事業（融資主体補助型）【農業振興課】

人・農地プランに位置付けられた中心経営体等が融資により，農業機械等を導入する場合，融資等の残額について事業費の3割を上限に支援

③スーパーL資金（農業制度資金）の金利負担軽減措置

【日本政策金融公庫・農林水産経営支援課】

人・農地プランの中心経営体として位置付けられる等，担い手である認定農業者が借り入れるスーパーL資金について，貸付当初5年間の金利負担を軽減

④青年就農給付金事業（経営開始型）【農業振興課】

独立・自営就農した認定新規就農者の定着を図るため，青年就農給付金を給付（年間最大150万円，最長5年間）

⑤農業経営力向上支援事業【農業振興課】

集落営農の組織化・法人化及び複数個別経営の法人化等の取組等を支援（法人化（40万円），集落営農の組織化（20万円））

⑥農の雇用事業（雇用就農者育成タイプ）【県農業会議】

農業法人等が就業希望者を新たに雇用して，生産技術や経営ノウハウ等を習得させる研修を実施する場合に，研修経費の一部を助成（年間最大120万円，最長2年間）

中山間地域では

農地の集積・集約化と併せて，地域特性に応じた収益性改善のための支援を活用

①中山間地域等担い手収益力向上支援事業【農業振興課】

担い手が作成し，市町村が認定する「収益力向上計画」に基づき，（1）収益力の高い作物を導入する取組や（2）作物の価値向上を図る取組に対して，取組面積に応じて支援を行うもの（補助率：定額（5万円／10a 以内））

②経営体育成支援事業（条件不利地域補助型）【農業振興課】

経営規模が小規模・零細な地域におけて意欲ある経営体が共同利用機械等を導入する場合の経費を支援する事業
（補助率：整備内容の1／2以内（一部1／3），4，000万円上限）

③みやぎの農業・農村地域活力支援事業【農業振興課】

農業・農村地域において地域の創意と主体性に基づき，持続可能な農業経営と地域農業の活性化を目的として取り組む活動を支援（共同利用農業施設・機械の導入支援，6次化等（特産品づくり等）の支援，販売戦略（PR，販路拡大）支援）するもの

畜産部門では

輸入飼料依存からの脱却が課題である中，草地集積を図り，自給飼料の生産促進等の支援を活用

①飼料生産型酪農経営支援事業【畜産課】

自給飼料の生産を行い，かつ環境負荷軽減に取り組でいる酪農家に対して，飼料作物の作付面積に応じて交付金を交付等するもの
（交付金単価 15，000円／ha ）

②畜産公共事業（畜産担い手育成総合整備事業）

【みやぎ農業振興公社】

畜産地帯における安定的な粗飼料の確保と自給率向上のための飼料生産基盤の造成・整備，畜舎等の農業用施設の整備を行う事業

※掲載した事業・制度には，年度途中から活用できないものがありますので，ご注意願います。

農地の貸し借り「声がけ運動」実施中!

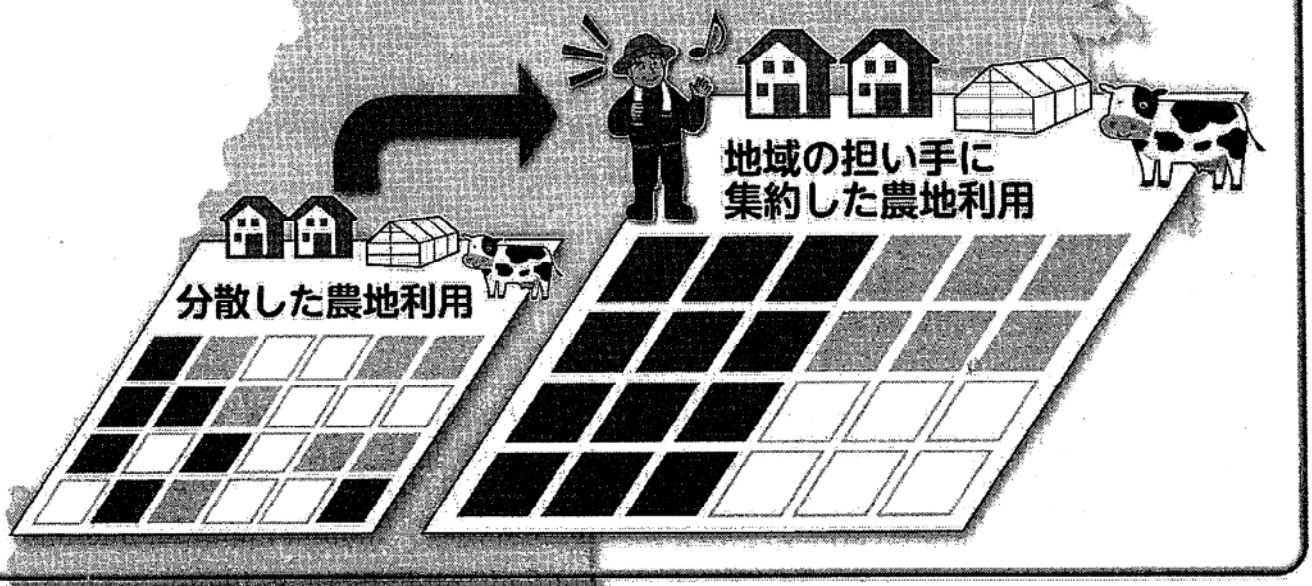
農地集積バンクを活用しましょう!

「農地集積バンク」を活用して問題解決!

- 規模拡大又は利用権を交換して分散した農地をまとめたい担い手の方
- 農業をリタイアするので農地を貸したい方
- 新規就農するので農地を借りたい方

※「農地集積バンク」とは、事業主体である農地中間管理機構とその業務委託先及び事業推進する行政機関・団体等の総称として表現しております。

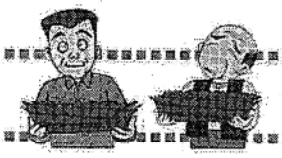
認定農業者等の担い手へ重点的に農地集積



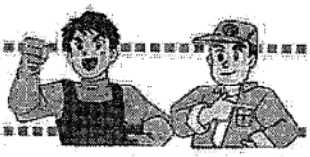


宮　　城　　県
宮城県農地中間管理機構
(公益社団法人みやぎ農業振興公社)

©宮城県・旭プロダクション



農地中間管理事業の仕組み



出し手

市町村・農業委員会・JA等へ相談

機構へ貸付け

注）農用地として利用が困難な場合や、該当区域の受け手リストに候補者がいない場合などは、すぐには借り受けせず、貸付希望者リスト（出し手リスト）に掲載してマッチング活動を継続します。

農地中間管理機構（農地集積バンク）

①出し手から農地を借受け

②必要な場合は簡易な条件整備等を実施
（出し手・受け手の負担が伴います。）

③受け手（認定農業者等）への農地集積に配慮し貸付



機構から借受け

農用地利用配分計画案（市町村作成）

農用地利用配分計画の公告（県）

受け手（担い手）



農地を貸したい人（出し手）の場合　どうする？

「農地を貸したい」旨の申出

機構による貸付希望者（出し手）リストの作成

機構（市町村・JA等の委託先含む）と貸付希望者の交渉（期間、賃借料など）

機構と貸付希望者の契約締結

ステップ①
機構又は市町村・JA等の相談窓口に連絡します。

ステップ②
貸付期間、賃借料等の諸条件を相談し契約します。（機構に貸借に係る権利が移動します。）



農地を借りたい人（受け手）の場合　どうする？

機構による借受希望者（受け手）募集への応募

機構による借受希望者リストの公表

機構（市町村・JA等の委託先含む）が事業規程（貸付先決定ルール）に基づき、受け手を選定

機構（市町村・JA等の委託先含む）と借受希望者との交渉

市町村が農用地利用配分計画（案）を作成

機構が農用地利用配分計画を決定後、県が公告（農地の権利移動）

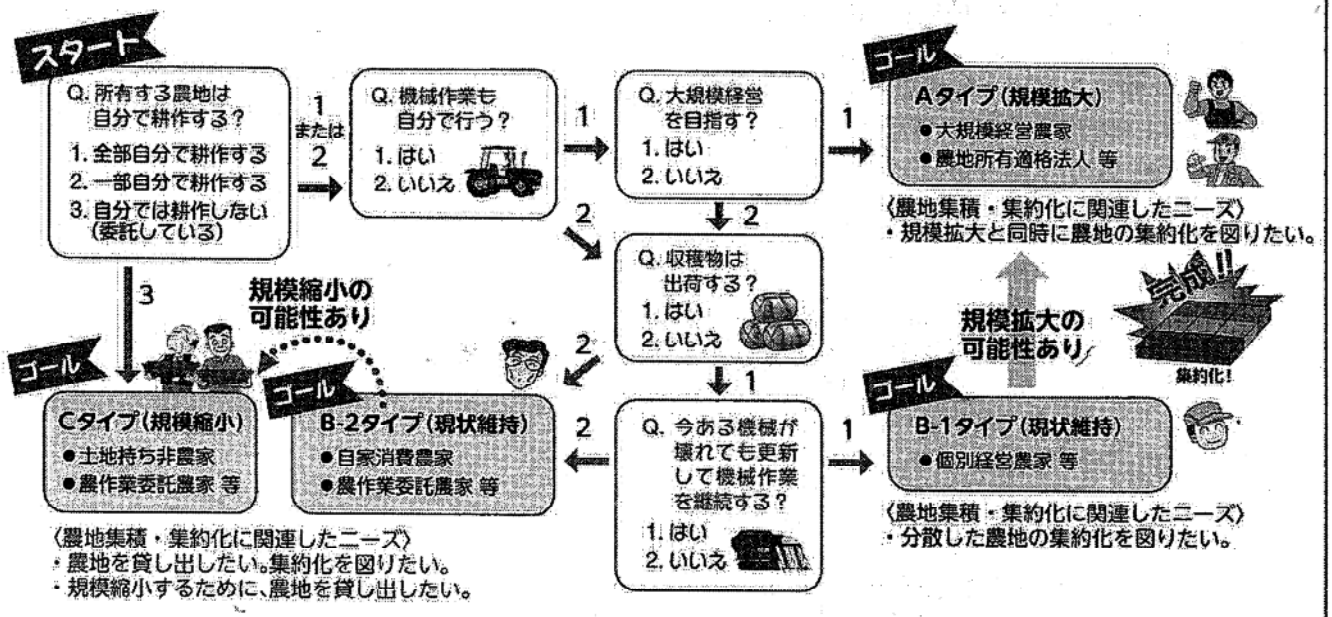
ステップ①
（市町村・JA等の相談窓口に相談）機構による借受希望者の募集に応募します。

ステップ②
機構と期間、賃借料等の諸条件を相談します。

ステップ③
農地の貸借が記載された農用地利用配分計画が公表されると、借受希望者に農地の貸借に係る権利が移動します。

今後の農業経営と農地中間管理事業の活用について

近い将来、該当するであろう経営のタイプと農地集積・集約化に関連したニーズについて、下のフロー図を参考に考えてみましょう。



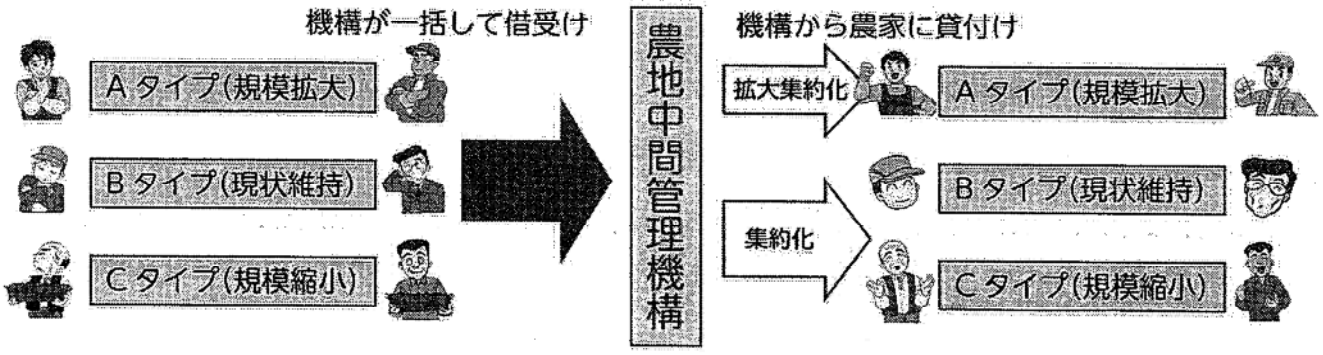
A、B-1 タイプの方々は、主に「借受け」の要望が、B-2、Cタイプの方々は、「貸付け」の要望があると思われます。また、全てのタイプの方々に、「集約化」の要望があると思われます。

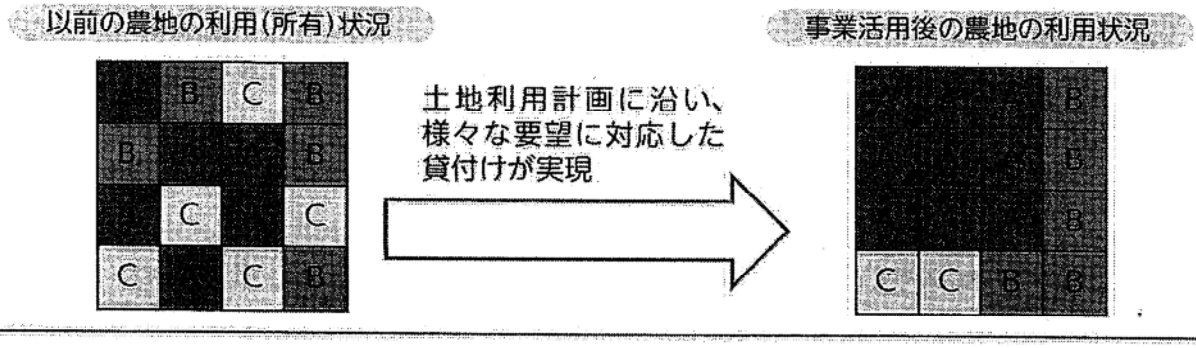
農地中間管理事業は、これらの３つのAタイプ、Bタイプ、Cタイプの方の要望にも対応し、農地の利用調整を図るものです。それぞれの立場で、本事業の活用を考えてみてください！

※A、B-1 タイプの方は、機構による借受希望者募集への応募について、ご検討願います。

農地中間管理事業が目指す効率的な土地利用

地区内で土地利用計画について、合意形成されている場合、農地中間管理機構が一括して農地を借受けることで、様々な要望に対応することが可能になります。





事業活用のメリット

① 出し手のメリット

- 公的機関が農地を預かるので安心です。
- 機構から直接賃借料を受け取ることができます。
- 契約期間満了後は、確実に農地が戻ります。
- 要件を満たせば「機構集積協力金」の交付が受けられます。
- 農地に関連した税制面での優遇措置が適用されます（固定資産税の軽減措置、相続税、贈与税の納税猶予）。

② 受け手（担い手）のメリット

- まとまりのある農地を借りることができ、農作業の効率化とコストダウンが可能となります。
- 農地の貸し手が複数いても、機構との契約だけで済みます。
- 賃借料の支払いは、口座振替で便利です。
- 農地中間管理事業と他事業とのパッケージ活用により、より一層の経営の効率化が図れます。

事業のポイント

① 借受基準（機構が借り受けする場合）



- 農業振興地域内の農用地等を借り受けます。
  ただし、機構は、農用地等としての利用が困難な場合や農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合は、当該農地は借り受けません。

② 貸付先決定ルールの基本原則（機構が貸し付ける場合）



- 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は農地の集団化・集約化につながること。
- 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
- 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
- 借受希望者の意向を踏まえつつ、地域農業の健全な発展に資するよう公平かつ適正に調整すること。

③ 契約の解除（機構から貸し付ける相手が見つからない場合）



- 機構が農地を借り受けてから２年を経過しても、なお受け手に農地を貸し付ける見込みがないときは、県知事の承認を受けて契約を解除することがあります。

お問い合わせ先

「農地集積バンク」に関する詳細は、公益社団法人みやぎ農業振興公社のホームページの「宮城県農地中間管理機構」をご覧いただくか、下記へお問い合わせください。

- 公益社団法人みやぎ農業振興公社（宮城県農地中間管理機構）担い手育成部
  TEL:022-275-9192　FAX:022-275-9195
  HPアドレス　http://www.miyagi-agri.com/
- 宮城県農林水産部　農業振興課　経営構造対策班
  TEL:022-211-2835　FAX:022-211-2839
- お近くの宮城県各地方振興事務所・地域事務所　農業(林)振興部
- 各市町村農政所管課・JAなどに設置している農地集積バンク相談窓口

みやぎ農業振興公社　検索

平成28年7月作成

この印刷物は100,000部作成し
1部当りの単価は4円です

農地中間管理事業における　　H28年7月配布版

平成28年度宮城県機構集積協力金交付基準の概要

国の制度変更により，宮城県機構集積協力金の交付単価等が変わります。

機構への貸付に伴い農業経営をリタイア等する農業経営体へ

① 経営転換協力金

3万円／10a（※1）

（※1）受取額上限は1戸当たり70万円。
ただし，対象農地が2ha以下の場合は50万円

機構への貸付農地が，担い手の面的集約化につながった場合，農地所有者等へ

② 耕作者集積協力金

1万円／10a

以上の協力金は機構への貸付面積のうち，**新規集積農地面積（裏面参照）を対象**に交付します（同年度に①と②の両方申請することはできません）。

人・農地プランの作成エリア内の「地域」でまとまって農地を機構に貸付した「地域」へ

③ 地域集積協力金

交付単価は年末に決定（※2）

（※2）国からの交付額が確定し，経営転換協力金，耕作者集積協力金を配分した後，単価を算出します。

・新規集積農地面積の交付単価は，新規集積農地面積以外の交付単価よりも高く設定します。

・地域内の農地面積の2割超が機構に貸付され，かつ，1筆以上が新規集積農地であることが必要です（※3）

この協力金は，要件を満たす地域における機構への貸付面積の全てを対象に交付します。

平成28年7月

宮城県農林水産部農業振興課・宮城県農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）

『新規集積農地面積』とは

機構へ貸付する農地が，少なくとも過去１年間，以下の者が耕作（注）していない農地である。

- 認定農業者
- 認定新規就農者
- 基本構想水準到達者
- 集落営農経営

（注）耕作には特定農作業受委託も含まれます。

はい

当該農地が，機構から以下の者に転貸された。

- 認定農業者
- 認定新規就農者
- 基本構想水準到達者

はい

この場合は『新規集積農地面積』

（担い手に新たに集積される農地）となります。

※「新規集積農地面積」には，上記のほかに国の特認となるものもあります。また，耕作者が認定農業者等に該当しているかなど，詳しくは，お住まいの市町村役場にお問い合わせください。

今回の制度変更について

- 平成28年度から，国から県に配分される機構集積協力金が，「機構を活用し担い手へ新たに集積される農地面積を増やすこと」を重視するものに変わりました。
- そのため，県でも「担い手へ新たに集積される農地面積を増やすこと」を重視した交付単価や交付要件等を新たに設定して，機構集積協力金を交付していくことになりました。
- また，地域集積協力金については，要件を満たした地域（※3）にまんべんなく交付したいという考えから，年末に国から県に配分される金額に応じて交付単価を決定する方針です。

平成 28 年7月

宮城県農林水産部農業振興課・宮城県農地中間管理機構（公益社団法人みやぎ農業振興公社）

ひと言意見

担い手の経営発展への意欲

髙橋 正道
公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長



「今、宮城の農村では、リタイアする農業者が次を託す相手を探し、一方で、もっと農地を広げたい経営者には、分散した農地では効率が上がらない等の悩みがあります。農業生産の場である『農地』のリレーが急務です」

当公社のホームページで、農地中間管理事業について呼びかけている内容の冒頭部分です。

2015年農林業センサスの速報値では、宮城県の基幹的農業従事者は平均年齢67・0歳、4万1774人で、5年前と比べて1割減少しました。

一方で、経営規模別経営体数では5㌶以上が、5年前の7・3%から10・1%へと増加、担い手経営体への農地集積が着実に進んでいることがわかります。

今、全国で展開されている農地中間管理事業とその背景にある農政改革は、戦後農政の悲願でもある「零細経営からの脱却」を集中的に達成しようとするものと見ることができます。農地解放で1㌶規模の自作農が600万戸創設されたと同時に、零細・分散錯圃の解消という課題も内包。以来、農地流動化の事業や制度が繰り返しツールとして登場してきました。これらのツールは経営者の判断によって使われるいわば従属的なものと言えます。

それに対し、今般の農地中間管理事業は、ツール自体にも駆動力を与えて、集積の速度を飛躍的に上げようとするものです。農地の貸し借り希望を集め、実現させるための制度化や予算措置は、待ったなしとなっている現場の課題を集中的に解決しようとする画期的なものと言えます。

宮城県の実績としては、初年目の14年は借り受け面積が約880㌶でしたが15年は約3千㌶で、これは本事業以前に比べほぼ2倍となっており、2年目にして機能し始めたものと考えています。

しかし、貸借の増加目標約4万3千㌶に対し、借り手が希望する面積は約2万7千㌶にとどまっています。中山間地域では貸したい希望があっても、借り受け者が見込めずに低調なケースもあります。

したがって、一層の事業活用を図るためには、機構集積協力金の確保もですが、本当に大事なのは集積できる担い手を増やすこと、集積した経営が維持発展できることであって、そうした施策の拡充が必要です。機構の駆動力以上に、担い手の経営発展への意欲＝集積への駆動力をこそ強くしていくことが肝要です。

そのためには、環太平洋連携協定（TPP）や「減反廃止」がもたらしている不安感、頻繁な政策変更への不信感を早期に払拭することが必要です。また、担い手側も今般のTPP対策予算も含め国などの支援事業を、経営体の発展へ活用したいものです。

農地の集約化は、担い手を核とした地域農業の再構築を促します。地域をけん引する担い手をみんなで支え持続する農村社会をめざし、市町村のみならず農協、土地改良区そしてNOSAIなどの関係団体の一層の連携した支援を期待するものです。

日本農業新聞　平成２８年８月１８日
（第３種郵便物認可）

農地中間管理機構 3年目の成果と課題 ❶

大規模化 岩手県紫波町

区画拡大で効率向上へ

農地中間管理機構（農地集積バンク）が動きだしてから、3年目に入った。担い手への集積が進む半面、課題も見えてきた。高齢化が進む農村地帯で、農地を維持するには何が求められるのか。東北各地の現場で探った。（全7回）

◆

「ここはもうすぐ1枚区画の農地になる。農地集積バンクで小さな農地が集まったから、大区画化も可能になった」

岩手県紫波町星山地区の農事組合法人、星山営農生産組合の阿部敬一組合長（62）は満足そうに水田を見つめる。2016年6年度から水田80㌶を借り受け、営農を始めた。今はまだ1枚10㌶程度だが、22年度までにほとんどが1㌶区画になる。

「農機の移動時間は減り、大型機械が使えるようになるので作業時間は短縮できる。間違いなく作業効率は上がる」と阿部組合長は確信する。

■■

1㌶に広げるには基盤整備事業をする前に、小規模の農地を持ち主から集める必要があった。その役目を担ったのが、農地集積バンクだ。

同地区は14年度、県営土地改良事業に採択され、1㌶区画の造成は決まった。農地をどう集めるかが課題だった。

そんな中、同地区を管内に持つ紫波東部土地改良区が農家と共にバンクへの集積を推進。機構集積協力金の活用を呼び掛け、出し手を掘り起こし、担い手への貸し付けを進めた。結果、同地区の担い手への集積率は16年6月時点で64％、116㌶に達した。バンクが設置されていなかった13年度の6％と比べると、10倍になった計算だ。

星山営農生産組合は当初、約20㌶の作業受託をしていた。「稲作は個人経営では生き残れない」という危機感が組織内には強くあった。農地集積バンク稼働を契機に、法人自ら生産に乗り出した。

阿部組合長は「米価低迷の中、大区画の農地を集めてコストを下げようと模索してきた。バンクによって大きく前進した」と実感する。

■■

県域でもバンクによる担い手への集積率は上昇している。15年度は49・4％。13年度の45・7％から3・7㌽上がった。県農業公社は「これから話し合いを進める集落もある。大規模化の余地はまだある」（農地対策部）と分析する。

農地を引き受けて規模が大きくなった担い手の経営を、どう安定させるかも大きな課題だ。

星山営農生産組合は今後、大型のトラクターや田植え機、コンバインなどをそろえる予定。1億円以上の費用が必要で、行政の補助事業などを活用しても数千万円規模の負担がかかる。

阿部組合長は「農地を集め、大区画にして終わりではない。機械などへの投資を回収し、経営を軌道に乗せないといけない」と展望する。

県は「担い手の経営安定にはコスト削減が欠かせない。規模拡大は今後も進めないといけないが、農地の受け手への支援も必須だ。資金面に加え、経営への助言などもソフト面も充実させる必要がある」（農業振興課）と強調する。



水稲の生育を確かめる法人メンバーら（岩手県紫波町で）

受け手の経営支援必須

農地中間管理機構「3年目の成果と課題」❷

合意形成 山形県酒田市

調整役が法人化支援

地区の農家らが農地を農地集積バンクに貸し出すことに合意したのは、県内の農地集積バンクの事業を担う県農業支援センターがJA庄内みどりに委託し、14年度から配置したコーディネーターがいたからだ。

■■

JAは管内7地域に「推進員」を配置。このうち、門田地区を含む新堀・広野地域を担当するJAの嘱託職員の梅木春一さん（61）は、農地の受け手を確保するため、任意組織の法人化を重視した。農事組合法人かどたの設立に当たっては、前身の機械共同利用組合での合意形成に尽力した。

JAで営農指導員として23年間活動し、地区に精通する梅木さん。1975年には約40戸の農家がいたが、2015年には15戸に減っていることに危機感を抱いた。会合では農家を前に地図を広げ、農地を指さして「今は維持できていても、将来はどうなるか分からない」と指摘。「でも法人に農地を集めれば、法人が続く限り、次世代に引き継げる」と説明した。

さらに農地を貸し出すことについて「取り上げられるわけではない。バンクからは賃料が支払われるし、協力金も交付される」と呼び掛けた。

こうした丹念な説明の結果、地区の大半の農家が法人に参加。地区の8割弱の農地が集まった。

渋谷代表は「梅木さんのおかげでスムーズに進んだ」と実感する。

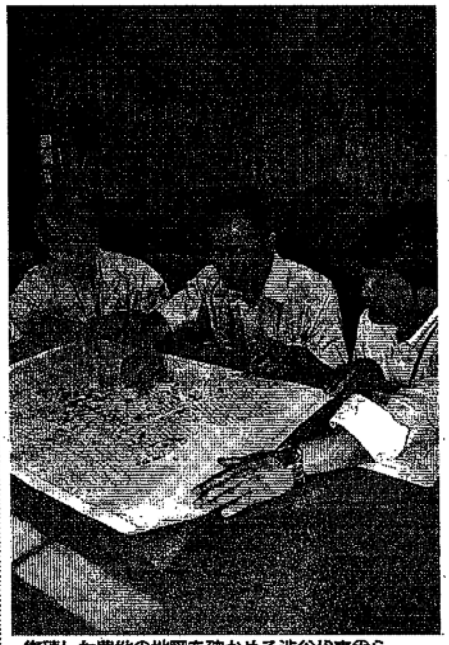
■■

現在、県内で活動するコーディネーターは23人。15年度、バンクを通じて担い手に貸し付けた県内の農地は5195ヘクタールに上った。

コーディネーターの大半はJAや自治体の職員が担い、各地で、法人化や農地を貸し出すことへの合意形成を支援。貸し付け面積の積み上げに貢献した。

一方、23年度までに全農地の9割に当たる11万ヘクタールを担い手に集積する県の目標を達成するため、同センターはコーディネーターの資質向上を課題に挙げる。県内の農地集積の先進事例集を作り、コーディネーターに配ることも検討する。

同センターは「配置体制は一定に整った。今後、現場でどう機能するかが課題。成功事例からバンクの仕組みや利点を把握して多くの地域に広め、法人化や農地集積を後押しする力を付けてほしい」（農地中間管理事業課）と考える。



集積した農地の地図を確かめる渋谷代表㊥ら（山形県酒田市で）

県域での資質向上が鍵

農地中間管理機構 3年目の成果と課題 ❸

法人設立 青森県八戸市

税理士が手続き支援

ノウハウの共有不可欠

青森県八戸市の南郷地区。集落内の話し合いに外部の税理士に入ってもらい、わずか7カ月で農地中間管理機構（農地集積バンク）の受け皿となる法人が設立した。4月に設立した農事組合法人・野田営農組合だ。

現在はバンクを通じ、地区内の農地26㌶の84%に当たる22㌶を引き受け、2016年度は飼料用米6㌶、主食用米16㌶を作付けした。

前身は機械利用組合だったため、農地の借り受けはできなかった。法人を設立しなければ農地は個人が所有したままで、後継者に引き継げなければ耕作放棄地になる恐れもあった。

同組合の西明組合長（67）は「次世代に農地を引き継ぎ、地域で農業を継続するには、個人の動向に左右されない法人格がどうしても必要だった」と法人設立に踏み切った経緯を打ち明ける。

■■

しかし、法人化するには利益配分の仕組み、定款作りなど専門分野での手続きが避けて通れない。一連の課題は、県の法人化支援のモデル事業を活用して乗り越えた。

組合のメンバーは、県が派遣した農業に詳しい税理士や県職員と課題を整理。西組合長は特に収支管理を懸念していたが、税理士が記帳の具体的な方法や税制面での対策をサポートした。

会計担当者の角金薫事務局長（66）は「農家にはなかなか分からない第三者と契約を結ぶ際の正しいやり方などをしっかり学ぶことができた」と強調する。

さらに県は、農地を集めてバンクに貸し出した場合に交付される協力金の金額の試算を提示。地区内の農地の8割を集めることができる見込みがあったため、800～1000万円という結果が出た。耐用年数が過ぎたコンバインなどを新調するための財源にもめどが付き、大きな支出を伴わずに法人を設立できる見通しも立った。

■■

バンクが農地を貸し付けている県内の借り手のうち、法人の数は、集落営農組織や個人経営を含めると15年度末時点で89。14年度の17と比べると5倍以上に増えている。

ただ、バンクによる15年度末までの貸し付け面積は2242㌶で、目標の5700㌶の4割にとどまる。法人への貸し付け面積は950㌶だ。

県は、個人の担い手が高齢化する中、農地の受け皿としての集落営農組織の法人化を重視。15年度から県内の5組織を対象としたモデル事業を開始。既に、野田営農組合を含む2組織が法人化を実現した。

16年度はさらに6組織で同様の支援を予定。計11組織で法人化を実現し、ノウハウなどをまとめて普及したい考えだ。

県は「農地の受け皿となる法人は足りない。設立に向けた支援への要望は今後大きくなるだろう。先行事例を作って法人化を加速させたい」（構造政策課）と展望する。



機械の購入について話し合う法人メンバーら（青森県八戸市で）

（第3種郵便物認可）

農地中間管理機構「3年目の成果と課題」④

条件不利 秋田市

JA法人の集積推進

受け手の負担軽減必要

秋田市の平野部に広がる水田地帯の一画。道路に面した農地10㌶にだけ、竹の棒にくくり付けたピンクのリボンがたなびく。JA新あきたの子会社、㈲新あきたファーマーズが手掛ける農地の目印だ。

ここから次の農地までは車で40分は掛かる。それでも同社の竹下敏夫常務（60）は「効率化は、もちろん追求しないといけないが、JAの子会社として耕作放棄地が出るのを防ぐことを重視している」と強調する。

農地中間管理機構（農地集積バンク）を通じ、同社が借り受けているのは、排水や日当たりに優れなかったり、1枚5～10㌶の小区画だったりして借り手が見つからなかった農地。2016年度は27㌶を借り受け、15年度の2倍に増えた。水稲や大豆などを作付けする。

■■

同社はもともとJA組合員の高齢化を受け、農作業を受託するために設立した。「農地全てを任せたい」との要望が増えてきたことを受けて、13年度に2・5㌶の農地の借り受けを始めた。

他の法人とは異なり、農地を集めて連たん化してコストを減らすことよりも、借り手が見つからない農地を積極的に引き受けてきた。

バンクが動きだしたことで同社での受け入れは加速。バンクと調整し、JAの組合員が貸し出したが受け手が決まらない農地を借り上げ、現在は40戸の農地を担うまでに拡大した。

事務作業の負担減にもつながった。役職員4人という限られた人員体制の中、以前は農作業に加え、借り手の見つからない農地の調査や契約手続きなども全て4人でこなしていた。現在は、バンクで一括して手続きができるようになった。竹下常務は「作業に集中できるようになった」と話す。

■■

一方、受け手が見つからない農地の保全を重視しているため、同社が手掛ける27㌶は、まとまっておらず点在している。面積を増やせば増やすほど経営が厳しくなるという課題を抱えている。

竹下常務は「受け手が見つからない農地は今後も増える可能性がある。引き受け続けるにも限界がある。農地を守るには資金面の支援はもちろん、受け手間で農地を交換して集約を促すなどのマッチングが必要」と訴える。

県内には現在、五つのJA出資型農業生産法人があり、同社を含めて2社が条件不利地の受け入れをしている。こうした活動に着目した県は16年度、中山間地域などの条件不利地で活動するJA出資型農業生産法人の支援に乗り出した。

バンクを活用して集めた中山間地の農地の賃料や雇用にかかる経費などの半額を助成する。

県は「JA法人は農地の守り手や雇用の受け皿としての重要な存在。これからも支援しないといけない」（農林政策課）と考える。



農地の目印を確かめる竹下常務（秋田市で）

農地中間管理機構 3年目の成果と課題 ⑤

中山間地 福島県会津若松市

連たん化で効率向上



急傾斜の法面を背に農地を見回る大竹さん（福島県会津若松市で）

山沿いの傾斜地に5～10㌃の小規模水田が並ぶ。福島県会津若松市下馬渡地区。農業生産法人、㈱くまのもり楽農は2016年度、農地中間管理機構（農地集積バンク）を活用し、新たに5戸から12㌶を借り受けた。農地面積は38㌶となり、9割は連たん化できた。

「ここで農業をするのは並大抵ではない。でも、何とかして守りたいんだ」。法人社長の大竹正夫さん（69）はそう訴える。

これまでは飛び地もあり、水管理や農地間の移動に手間が掛かっていたが、連たん化によって作業効率が向上した。移動時間が減り、機械の上げ下げも少なくなったことで、16年度の米の面積は、21㌶から26㌶に増えていたが、田植えは15年度よりも3日早く終わった」と大竹社長は強調する。

■■

「中山間地でも連たん化できれば、コスト減につながる。農地が集まったことで安定して農業を続けられるようになった」と大竹社長は強調する。

■■

法人では、バンクが動き出す前から地区内の9戸から農地を借りていた。地区の農家の平均年齢が60歳を越える中、地区の将来に危機感を抱く大竹社長は、バンク設立を機に、さらに高齢農家の農地を引き受けようと話し合いの場を設けることにした。

農家らを前に、大竹社長は「今は元気だと思っていても人はいつか死ぬ。その時に備えて今、農地を守る体制をつくらないといけない」と懸命に訴えた。

地域の意思統一が重要

大竹社長の呼び掛けによって5戸が農地を貸し出すことを決めた。5戸はいずれも70歳を越える。法人設立当初の07年度時点は自ら耕作できる体力があり、個人経営を続けていた。

8年が過ぎ、今後に不安を抱えるようになる中、集積に応じることにした。結果、法人の連たん化率は5割から9割にまで高まった。

■■

会津若松市は、同法人への農地集積が進んだ背景として「地域の農家全体でメリットや将来の農業の姿を共有できたことが大きい」（農政課）と指摘する。

法人では設立当初から、農作業は役職員4人が担当し、水管理や草刈りなどの保全作業は農地を貸し出した農家も協力する仕組みを築いている。5戸が加わったことで農地面積は12㌶増え、38㌶に拡大したが、受け手と出し手の両方で農地を守り続けている。

一方、中山間地の農地集積をどう進めるかは、バンクにとって今後、大きな課題となる。県内のバンクの業務を担う県農業振興公社は「平たん部と比べて耕作条件が厳しい分、農地集積も簡単には進まない。受け手を確保するには、地域ぐるみで農地を維持し、負担を減らす体制づくりが重要になってくる」（集積推進第一課）との考えを示す。

農地中間管理機構「3年目の成果と課題」⑥

震災復興 宮城県東松島市

法人への集積が加速

受け手増加も不足懸念

東日本大震災による津波で住宅や農機を失い、営農を続けるのが難しくなった農家が続出した宮城県東松島市の沿岸部、西矢本地区。地元農家が結成した農業生産法人、㈲めぐいーとは、120戸から農地を引き受ける。

現在、同社は130㌶で水稲、大豆、大麦などを栽培する。2013年11月の設立当初の45㌶に加え、14年度以降は農地中間管理機構（農地集積バンク）を通じて85㌶を借り受け、営農再開が難しい農家の農地が耕作放棄地になるのを防いだ。

16年度末までにバンクを通じてさらに19㌶が集まり、合計149㌶を引き受ける予定だ。

同社は震災後の営農再開を目指す地元農家6人で機成。これまでは各自4㌶程度で経営していたが、法人を成り立たせるために100㌶規模の面積確保を重視。バンクを活用して農地を集めた。

副社長の土井芳伸さん（56）は「農地を確保できたことで法人経営の見通しも立った」と実感する。

■■

農地確保に向けて同社が有望視したのは、地域単位でバンクに農地を貸し付けると交付される協力金だ。離農する個人農家に対し、バンクへの貸付面積に応じて交付額が決まる経営転換協力金、地区内の農地をどれだけ担い手に集めたかの割合に応じて交付額が決まる地域集積協力金を足掛かりに話し合いを進めた。

「自分たちに任せてほしい。協力金は生活再建にも充てられる」

農機を失い、個人で営農を再開するにしても多額の投資が必要となる中、土井副社長ら同社のメンバーは地元農家に説明を重ね、農地の貸し出しを呼び掛けた。

結果、地区内200㌶のうち、14年度時点で104㌶の合意を得た。津波被害後の整備が完了した85㌶から営農を再開している。

別の担い手の集積面積を合わせると、地区全体の集積割合は7割に達し、地区全体に総額2370万円の地域集積協力金が交付される見通しが立った。農地の受け手、出し手の両方に配分する。

同社では大型トラクターなど大規模経営に必要な機械の追加購入に充てる方針。土井副社長は「農地が一定に集まり、機械なども充実させないといけない。これからが本番だ」と意気込む。

■■

農地集積バンクの業務を担う、みやぎ農業振興公社がまとめた農地集積面積上位50法人のうち、17法人が被災地で震災後に設立した法人だ。県全体の集積の4分の1近いを担う。

一方、県内で津波の浸水被害を受けて農地復旧工事が必要となった1万3000㌶のうち、1168㌶は、まだ工事が完了していない。

同公社は「今、工事中の農地の持ち主の中には、営農再開が難しい人も多い。今以上に受け手が必要になる」（担い手育成部）と指摘する。



トラクターを確かめる土井副社長（宮城県東松島市で）

農地中間管理機構「3年目の成果と課題」㊦

集積で地域農業前進

秋田県立大学生物資源科学部 長濱健一郎教授に聞く

農地集積に詳しい秋田県立大学生物資源科学部の長濱健一郎教授に、農地中間管理機構（農地集積バンク）によって生まれた成果と今後の課題について聞いた。

◇

――バンク稼働の成果はどうみますか。

大規模化を進めている経営体にとって大きな追い風となった。地域の農地を借り受けることで面積拡大だけでなく、今まで分散していた農地を連たん化し、効率化を実現したのは大きな成果と言えるだろう。



バンクという公的機関で農地の貸借の窓口を一本化したことで、出し手と受け手の双方に安心感が生まれた。集積協力金によって、農機や施設を導入するための投資にめどが付いた地域も出てきた。

――今後の課題はどう捉えていますか。

農地集積が先行し、集積後の地域農業の将来像を描くことが置き去りになっている印象を受ける。国は農地の8割を担い手に集積するという数値目標の達成を重視しているが、農地集積は安定した経営体を育てるための手段。数値目標だけでなく、強い経営体がどれだけ生まれたかを検証することが必要だ。

集積が実現できても、地域の水田農業が維持できるかは別問題だ。水稲は、大型機械を導入すれば少ない担い手で作業ができるかもしれないが、水路や農道の管理を担い手だけでこなすのは難しい。集積が済んだ地域では、地域ぐるみで農地を管理する仕組みづくりも必要だ。

将来像描く後押し必要

受け手が見つかりにくい中山間地などの条件不利地の集積をどう進めるかも大きな課題だ。将来像の話し合いが欠かせない。受け手が確保できなければ耕作放棄地になり、病害虫や鳥獣害の温床にもなる。地域全体の農地をどう保全していくかを地域が決めなければいけない。

――今後の農地集積はどう進めるべきだと考えますか。

現在は、受け手と出し手の調整が済んでから農地をバンクに預けるのが主流だ。そうしたやり方によって一定に集積は進んでいるが、受け手が見つからず、まだ進んでいない地域もある。今後、農地集積を進めていくには、従来の手法を見直す必要がある。

受け手が見つかっていなくても農地をバンクに預け、その後に話し合いを進めるやり方を提案したい。バンクは地域の農地を把握でき、地域の話し合いにも参加できるようになる。連たん化や基盤整備などを提案すれば作業条件の向上、ひいては受け手の確保につながる。

バンクは農地の中間保有という本来の役割を発揮し、地域が農業の在り方を模索する機会を提供する時だ。政府は、地域の話し合いを促す支援を強化すべきだ。

（おわり）

（この企画は日影耕造が担当しました）

農地中間管理事業　進行状況

宮城県農地中間管理機構

H28.3.31確定データ

No	市町村	H22耕地面積(ha) A	機構借入(農用地利用集積計画) H27機構借入合計 件数	面積 B(ha)	使用料 金納(千円)	使用料 物納(Kg)	進捗率(参考) B/A	機構借入累計(H26からの累計) 件数	面積 Bt(ha)	使用料 金納(千)	使用料 物納(Kg)	進捗率(参考) Bt/A	機構貸付(農用地利用配分計画) H27機構貸付合計 件数	面積 C(ha)	使用料 金納(千円)	使用料 物納(Kg)	進捗率(参考) C/A	機構貸付累計(H26からの累計) 件数	面積 Ct(ha)	使用料 金納(千)	使用料 物納(Kg)	進捗率(参考) Ct/A	市町村	借受希望面積(H27第3回まで) D(ha)	借受希望の耕地面積対比 D/A (%)	借受希望面積の充足率 Ct/D (%)
1	白石市	3,550	1	0.8	5	0	0.0	2	1.7	5	300	0.0	1	1.0	0	300	0.0	1	1.0	0	300	0.0	白石市	43.2	1.2	2.2
2	角田市	4,720	261	132.9	1,083	32,262	2.8	347	196.1	1,207	50,866	4.2	267	138.6	1,188	33,109	2.9	326	184.1	1,203	48,056	3.9	角田市	491.3	10.4	37.5
3	蔵王町	2,400	13	11.5	305	2,301	0.5	17	13.3	305	2,751	0.6	6	3.4	145	621	0.1	6	3.4	145	621	0.1	蔵王町	137.5	5.7	2.5
4	七ヶ宿町	592	2	2.3	133	0	0.4	18	9.0	569	926	1.5	3	2.9	181	0	0.5	4	9.0	569	926	1.5	七ヶ宿町	82.9	14.0	10.8
5	大河原町	611	2	0.6	0	360	0.1	3	0.8	20	360	0.1	2	0.6	0	360	0.1	3	0.8	20	360	0.1	大河原町	85.6	14.0	1.0
6	村田町	1,650	53	23.4	413	6,660	1.4	53	23.4	413	6,570	1.4	2	11.0	396	2,505	0.7	2	11.0	396	2,415	0.7	村田町	176.0	10.7	6.3
7	柴田町	1,020	87	35.3	366	19,120	3.5	94	43.0	366	21,298	4.2	18	35.3	366	19,120	3.5	28	43.0	366	21,298	4.2	柴田町	340.3	33.4	12.6
8	川崎町	1,990	11	10.6	40	3,574	0.5	23	19.1	164	4,954	1.0	16	12.1	40	3,142	0.6	19	15.9	164	3,262	0.8	川崎町	95.0	4.8	16.7
9	丸森町	3,230	84	55.4	1,544	1,905	1.7	128	89.7	4,669	2,721	2.8	3	54.4	1,519	1,786	1.7	9	88.7	4,644	2,602	2.7	丸森町	146.4	4.5	60.6
10	仙台市	5,830	414	239.5	28,086	0	4.1	479	270.6	31,797	0	4.6	411	239.5	28,075	0	4.1	476	270.6	31,797	0	4.6	仙台市	2,152.5	36.9	12.6
11	塩竈市	14	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	塩竈市			
12	名取市	2,460	85	72.4	3,974	0	2.9	118	110.3	5,869	0	4.5	27	70.4	3,840	0	2.9	37	108.3	5,736	0	4.4	名取市	1,130.7	46.0	9.6
13	多賀城市	358	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	多賀城市	149.2	41.7	0.0
14	岩沼市	1,290	206	204.4	10,391	0	15.8	225	219.3	11,138	0	17.0	34	159.1	8,142	0	12.3	40	174.0	8,889	0	13.5	岩沼市	941.4	73.0	18.5
15	亘理町	2,460	11	7.9	528	2,155	0.3	22	19.1	1,473	3,857	0.8	16	18.7	1,284	4,711	0.8	18	17.1	1,431	3,009	0.7	亘理町	646.2	26.3	2.6
16	山元町	1,230	3	2.4	0	1,237	0.2	17	14.1	232	6,454	1.1	9	9.3	0	4,870	0.8	13	11.7	232	5,217	1.0	山元町	630.1	51.2	1.9
17	松島町	1,010	74	53.5	5,105	0	5.3	75	54.1	5,161	0	5.4	74	53.5	5,105	0	5.3	75	54.1	5,161	0	5.4	松島町	164.1	16.2	32.9
18	七ヶ浜町	119	181	64.1	3,101	0	53.8	181	64.1	3,101	0	53.8	181	64.1	3,101	0	53.8	181	64.1	3,101	0	53.8	七ヶ浜町	116.3	97.7	55.1
19	利府町	461	0	0.0	0	0	0.0	3	1.6	117	0	0.4	0	0.0	0	0	0.0	3	1.6	117	0	0.4	利府町	29.3	6.4	5.6
20	大和町	2,520	37	37.7	3,679	0	1.5	74	97.2	9,498	1,380	3.9	11	97.2	9,498	1,380	3.9	11	97.2	9,498	1,380	3.9	大和町	374.9	14.9	25.9
21	大郷町	2,190	82	93.1	6,750	4,348	4.3	101	113.4	9,230	4,921	5.2	15	74.8	5,743	2,654	3.4	15	74.8	5,743	2,654	3.4	大郷町	271.0	12.4	27.6
22	富谷町	717	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	富谷町	70.5	9.8	0.0
23	大衡村	1,400	9	12.6	150	3,790	0.9	11	14.0	214	4,030	1.0	3	1.8	65	520	0.1	3	1.8	65	520	0.1	大衡村	56.8	4.1	3.2
24	大崎市	19,000	295	293.1	45,170	5,315	1.5	296	296.9	45,296	5,315	1.6	127	285.5	44,178	4,085	1.5	127	287.9	44,282	4,085	1.5	大崎市	3,939.8	20.7	7.3
25	色麻町	2,890	75	80.9	11,379	0	2.8	139	154.1	20,997	0	5.3	20	77.7	11,081	0	2.7	31	148.1	20,359	0	5.1	色麻町	324.0	11.2	45.7
26	加美町	6,260	154	208.8	22,442	2,678	3.3	159	218.3	23,359	2,678	3.5	21	206.7	22,182	2,678	3.3	25	216.2	23,099	2,678	3.5	加美町	713.2	11.4	30.3
27	涌谷町	3,470	86	69.7	9,661	450	2.0	123	102.8	14,140	450	3.0	85	67.6	9,400	450	1.9	112	99.1	13,660	450	2.9	涌谷町	701.0	20.2	14.1
28	美里町	5,010	149	169.8	29,685	2,045	3.4	179	202.0	33,232	6,493	4.0	92	189.4	31,877	5,623	3.8	104	200.0	33,003	6,373	4.0	美里町	1,105.1	22.1	18.1
29	栗原市	18,500	334	302.7	13,759	103,141	1.6	413	409.7	23,386	121,551	2.2	239	255.7	12,665	76,422	1.4	276	344.1	20,971	91,303	1.9	栗原市	2,846.4	15.4	12.1
30	登米市	18,400	491	450.7	62,773	5,668	2.4	552	514.6	71,705	5,668	2.8	393	393.9	54,878	5,668	2.1	398	397.7	55,301	5,668	2.2	登米市	3,428.5	18.6	11.6
31	石巻市	9,360	125	157.5	16,668	32,422	1.7	242	252.5	26,094	49,032	2.7	132	162.9	17,579	19,679	1.7	136	165.0	17,639	21,089	1.8	石巻市	3,344.7	35.7	4.9
32	東松島市	2,510	160	157.2	12,774	16,589	6.3	347	291.1	25,857	26,391	11.6	96	215.1	22,536	11,310	8.6	118	235.7	23,901	13,906	9.4	東松島市	2,404.3	95.8	9.8
33	女川町	14	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	女川町			
34	気仙沼市	1,430	15	2.9	105	0	0.2	15	2.9	105	0	0.2	1	2.9	105	0	0.2	1	2.9	105	0	0.2	気仙沼市	47.1	3.3	6.1
35	南三陸町	989	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	南三陸町	0.0	0.0	
県計		129,655	3,500	2,953.4	290,067	246,020	2.3	4,456	3818.7	369,719	328,966	2.9	2,305	2,904.7	295,169	200,993	2.2	2,598	3,328.7	331,594	238,172	2.6		27,185.3	21.0	12.2
平成26年度			981	882.9	81208	87,260	0.7						320	450.1	38,480	43,408	0.3									

別記様式

平成27年度 第3回　農地中間管理事業借受希望募集取りまとめ結果(H28,2,29)

No	管内区分	市町村名	区域（募集の単位）	H27第2回まで		第3回		合計	
				申込者数(件)	申込面積(ha)	申込者数(件)	申込面積(ha)	申込者数(件)	申込面積(ha)
1			白石	3	4.0			3	4.0
2			越河	0	0.0			0	0.0
3			斎川	2	2.3			2	2.3
4			大平	6	7.2			6	7.2
5		白石市	大鷹沢	2	4.0	1	1.0	3	5.0
6			白川	3	8.0			3	8.0
7			福岡	5	13.3	1	0.2	6	13.5
8			深谷	2	3.2			2	3.2
9			小原	0	0.0			0	0.0
			小　計	23	42.0	2	1.2	25	43.2
10		角田市	市内全域	101	424.3	8	67.0	109	491.3
11		蔵王町	町内全域	32	125.5	3	12.0	35	137.5
12		七ヶ宿町	町内全域	14	72.5	6	10.4	20	82.9
13		大河原町	町内全域	8	85.6			8	85.6
14			村田	6	73.0	1	23.0	7	96.0
15		村田町	沼辺	5	64.0	3	11.0	8	75.0
16	大河原		菅生	1	5.0			1	5.0
			小　計	12	142.0	4	34.0	16	176.0
17			船岡・新田・上名生	9	26.5	2	2.0	11	28.5
18			中名生	7	57.0	1	1.0	8	58.0
19			下名生	8	52.0	1	0.5	9	52.5
20			槻木	17	33.8	1	4.5	18	38.3
21			四日市場	20	28.0	2	0.7	22	28.7
22			上川名	8	17.0			8	17.0
23		柴田町	富沢	8	16.5			8	16.5
24			入間田	11	20.2	1	0.5	12	20.7
25			葉坂	9	20.5			9	20.5
26			成田	5	13.5	1	0.6	6	14.1
27			海老穴・小成田	5	14.0	1	0.3	6	14.3
28			船迫	8	20.5	2	10.7	10	31.2
			小　計	115	319.5	12	20.8	127	340.3
29		川崎町	町内全域	19	87.0	1	8.0	20	95.0
30		丸森町	町内全域	26	144.4	1	2.0	27	146.4
小　計		9	30	350	1,442.8	37	155.4	387	1,598.2
31	仙台	仙台市	市内全域	158	2,033.5	13	119.0	171	2,152.5
32		塩竈市	※農業振興地域整備計画無し					0	0.0
33			増田	11	77.5			11	77.5
34			閖上	17	312.3	1	10.0	18	322.3
35			下増田	9	255.0			9	255.0
36		名取市	館腰	28	173.4	2	103.0	30	276.4
37			愛島	18	118.5	1	20.0	19	138.5
38			高舘	6	51.0	1	10.0	7	61.0
			小　計	89	987.7	5	143.0	94	1,130.7
39		多賀城市	市内全域	42	149.2			42	149.2
40		岩沼市	市内全域	42	851.4	1	90.0	43	941.4
41		亘理町	町内全域	71	646.2			71	646.2
42		山元町	町内全域	43	630.8		-0.7	43	630.1
43	仙台	松島町	町内全域	27	164.1			27	164.1
44		七ヶ浜町	町内全域	11	116.3			11	116.3
45		利府町	町内全域	9	29.3			9	29.3
46			吉岡(旧町村)	2	20.0	1	4.0	3	24.0
47			宮床・小野(旧町村)	2	61.0	2	20.5	4	81.5
48		大和町	吉田(旧町村)	5	55.0	2	9.0	7	64.0
49			鶴巣(旧町村)	8	76.4			8	76.4
50			落合(旧町村)	8	124.0	1	5.0	9	129.0
			小　計	25	336.4	6	38.5	31	374.9
51		大郷町	町内全域	34	266.5	3	4.5	37	271.0
52		富谷町	町内全域	3	15.0	7	55.5	10	70.5
53		大衡村	村内全域	7	49.0	3	7.8	10	56.8
小　計		13	22	561	6,275.4	38	457.6	599	6,733.0

別記様式

平成27年度 第3回　農地中間管理事業借受希望募集取りまとめ結果(H28.2.29)

No.	管内区分	市町村名	区域（募集の単位）	H27第2回まで		第3回		合計	
				申込者数(件)	申込面積(ha)	申込者数(件)	申込面積(ha)	申込者数(件)	申込面積(ha)
54	北部	大崎市	古川	368	1,530.5	6	26.4	374	1,556.9
55			松山	51	461.8	2	16.0	53	477.8
56			三本木	51	274.0	4	7.0	55	281.0
57			鹿島台	53	375.4	1	3.0	54	378.4
58			岩出山	102	393.5	1	5.0	103	398.5
59			鳴子温泉	30	97.9	1	3.0	31	100.9
60			田尻	126	735.3	3	11.0	129	746.3
			小　計	781	3,868.4	18	71.4	799	3,939.8
61		色麻町	町内全域	59	316.0	3	8.0	62	324.0
62		加美町	町内全域	50	699.5	3	13.7	53	713.2
63		涌谷町	町内全域	118	668.0	6	33.0	124	701.0
64		美里町	小牛田	67	315.2	2	8.0	69	323.2
65			南郷	121	746.9	7	35.0	128	781.9
			小　計	188	1,062.1	9	43.0	197	1,105.1
小　計		**5**	**12**	**1,196**	**6,614.0**	**39**	**169.1**	**1,235**	**6,783.1**
66	北部栗原	栗原市	市内全域	310	2,398.5	37	447.9	347	2,846.4
小　計		**1**	**1**	**310**	**2,398.5**	**37**	**447.9**	**347**	**2,846.4**
67	東部登米	登米市	市内全域	465	3,210.7	54	217.8	519	3,428.5
小　計		**1**	**1**	**465**	**3,210.7**	**54**	**217.8**	**519**	**3,428.5**
68	東部	石巻市	石巻	44	424.6	1	10.0	45	434.6
69			河北	60	734.0	5	24.0	65	758.0
70			河南	133	1,099.6	18	78.5	151	1,178.1
71			北上	6	215.5	1	2.0	7	217.5
72			桃生	59	746.5	1	10.0	60	756.5
73			牡鹿	0	0.0			0	0.0
			小　計	302	3,220.2	26	124.5	328	3,344.7
74		東松島市	矢本	25	336.5	2	4.0	27	340.5
75			小松	34	311.5	3	9.0	37	320.5
76			大曲	19	402.5	1	5.0	20	407.5
77			赤井	42	350.6	7	29.0	49	379.6
78			大塩・西福田	28	264.0	2	10.0	30	274.0
79			宮戸・野蒜・大塚・東名	5	157.0			5	157.0
80			小野・根古・高松・新田	13	153.0			13	153.0
81			上下堤・川下・浅井	5	154.2			5	154.2
82			牛網・浜市	10	218.0			10	218.0
			小　計	181	2,347.3	15	57.0	196	2,404.3
83		女川町	※農業振興地域整備計画無し					0	0.0
小　計		**2**	**15**	**483**	**5,567.5**	**41**	**181.5**	**524**	**5,749.0**
84	気仙沼	気仙沼市	市内全域	10	46.1	1	1.0	11	47.1
85		南三陸町	町内全域	0	0.0			0	0.0
小　計		**2**	**2**	**10**	**46.1**	**1**	**1.0**	**11**	**47.1**
合　計		**33**	**83**	**3,375**	**25,555.0**	**247**	**1,630.3**	**3,622**	**27,185.3**

※注意

「借受希望申込者数」については，複数の区域に応募している経営体があるため，のべ数である。

「借受希望者申込者数」の申込面積(ha)の合計と「借受希望者リスト」の全県の応募経営体数計(㎡)について，端数切り捨てにより誤差が生じている。

宮城県における新規就農者の動向
（宮城県農業振興課、28 年 8 月 23 日作成資料から抜粋）

1. 平成27年度の新規就農者数　　173名（うち認定新規就農者※36名）
～H27.4.1～H28.3.31：市町村で認定を受けた認定新規就農者～

2. 新規就農者の推移（平成元年～平成27年度）

年度	元	5	10	15	20	21	22	23	24	25	26	27
人数	32	40	61	74	80	97	102	113	172	179	170	173

※調査対象人数：9年度まで40才未満、10年～17年度まで55才未満、18年度は60才未満、19年度から65才未満・・・。

3. 27年度の男女・年齢別内訳

区分	男性	女性	10代	20代	30代	40代	50代～	合計
自営	28	7	2	19	10	4	0	35
雇用	92	23	9	49	40	10	7	115
新規	20	3	0	2	16	4	1	23
計	140	33	11	70	66	18	8	173

【就農者区分】

(1)「自営」＝自営就農者：

→農家出身者で，自家農業（一戸一法人も含む）に就農した人。

(2)「雇用」＝雇用就農者：

→農業法人等で雇用されて就農した人（パート、アルバイト等の非正規雇用は除く。農家出身、非農家出身を問わない）。

(3)「新規」＝新規参入者：

→非農家出身で農地の取得等により新たに農業経営を開始した者や農家出身者であっても、親等の経営基盤によらず、自ら農地や施設の取得等を行い新たな農業経営を開始した者。

事業のメニュー

新規就農予定者や青年農業者等への助成事業

事業項目	事業の概要	事業の対象者	助成内容等
就農支援資金の貸付 ※H25年度で廃止 この資金は、就農施設等資金が拡充され青年等就農資金として融資される。償還等に係る業務は現行どおり継続します。	・「青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法」に基づき、新たに就農しようとする青年等へ以下の資金を貸し付けます。(無利子) ①就農研修資金　就農計画に基づいて実施する農業大学校や先進農家等での研修に必要な資金 ②就農準備資金　就農にあたっての準備を行うのに必要な資金 ・宮城県独自の助成制度として、就農研修資金の償還(返済)を一部免除する制度を設けています。 ※新規貸付けを終了し、継続貸付のみを行います。	・認定就農者 ・認定農用者	①就農研修資金　研修教育施設研修(農業大学校等)……月額　5万円以内 農家等における研修……月額15万円以内 指導研修……200万円以内 ②就農準備資金……200万円以内 ※償還免除　対象者：就農研修資金(指導研修を除く)の借受者(40歳未満) 要　件：研修終了後4年以上継続して宮城県内で就農すること等 免除額：貸付月額の1/3以内(千円未満切り捨て) ※研修終了後就農しなかった場合等には一時償還(一括返済)となります。
就農予定者への奨学金の支給	・宮城県内での就農を目指している高校3年生や大学生・大学校生等へ修学に要する資金の一部を奨学金として助成します。	・短期大学、大学及び大学校等に在学中の者で、就農研修資金(研修教育施設研修)を借り受けていない者、並びに青年就農給付金(準備型)の給付を受けない者 ・高校3年生	大学・大学校・短大等……月額15,000円の奨学金 高校3年生……月額　8,000円の奨学金 ※卒業後4年以上継続して宮城県内で就農しなかった場合には返還となります。
国内留学研修資金の助成	・就農研修資金に該当しない短期間(3ヶ月以上～1年未満)の国内農家等研修に必要な資金の一部を助成します。	・青年農業者(40歳未満の者) ・就農研修資金(研修教育施設研修)を借り受けていない者、並びに青年就農給付金(準備型)の給付を受けていない者	国内留学研修資金200,000円を助成します。
海外農業研修資金の助成	・3ヶ月以上の海外農業先進国における農業研修に必要な資金の一部を助成します。	・青年農業者(40歳未満の者) ・青年就農給付金(準備型)の給付を受けていない者	海外農業研修資金250,000円を助成します。
営農・流通関係現地視察調査資金の助成	・自らの経営に活かすために実施する営農や流通に関する県外への視察調査(1泊2日以上)に要する経費(旅費及び宿泊費)の一部を助成します。 ※個人で実施する視察調査への助成ですが、同行者を1名まで認めています。(ただし同行者への助成は不可)	・3年以上就農している青年農業者(40歳未満の者) ※新規参入者の場合は1年以上就農している青年農業者(40歳未満の者)	営農・流通関係現地視察調査資金を60,000円を上限として助成します。 ※助成の内訳は以下のとおりとします 旅　費：目的地までの往復を合理的に行った場合の実費 宿泊費：1泊10,000円以内
研修生受入農家等への助成	・農業研修生や就農希望者の農業体験を受け入れた県内の農家等に対して受入にかかる経費の一部を助成します。	・農業研修生等を受け入れている県内の農家等	「当公社の仲介により農業体験(3日間以上)を実施する新規就農希望者」の受入に対して1名につき15,000円を助成します。
青年就農給付金(準備型)の給付	・研修終了後1年以内に原則45歳未満で独立・自営就農又は農業法人等へ雇用就農、親元就農する方で、概ね1年以上かつ1,200時間／年以上の研修を実施する一定要件を満たす方を対象に給付します。(親元就農の場合は就農5年以内に経営継承等(法人化している場合は当該法人の経営者となる)の確約が必要となります。) ・給付期間の1.5倍(最低2年間)以上就農を継続しない場合は、給付金の返還となります。	・宮城県が認めた研修機関等で研修する就農時45歳未満の農業経営者となることについて強い意欲を要している者	青年就農給付金(準備型)を年間150万円、最長2年間給付します。

各関係団体等への支援

事業項目	事業の概要	事業の対象者	助成内容等
青年農業者の確保育成を推進する団体等への支援	・青年農業者の確保・育成を推進している各関係団体の活動を支援しています。	・青年農業者の確保・育成を推進している各関係団体	各関係団体が実施する青年農業者の確保・育成を目的とした事業にかかる経費の一部を助成します。
農村青少年クラブへの支援	・宮城県農村青少年クラブ連絡協議会や各地区の農村青少年クラブ(4Hクラブ)の活動を支援しています。	・宮城県農村青少年クラブ連絡協議会、各地区の4Hクラブ	農村青少年技術交換大会や農村教育青年会議等の開催や現地研修、活動強化推進にかかる経費の一部を助成します。
みやぎインファーマー連絡会への支援	・宮城県内へ新規参入した農業者によって結成されている「みやぎインファーマー連絡会」の活動を支援しています。また、新規参入者に対する就農相談協力について助成しています。	・みやぎインファーマー連絡会	新規参入者の早期経営確立を図るための交流事業や新規参入希望者への支援事業に対して助成します。
農業関連高等学校への支援	・農業関連高校が実施する「県内の先進農業者を講師とした授業」や「学校農業クラブ活動」にかかる経費の一部を助成しています。	・県内の農業関連高等学校	県内の先進農業者を講師として実施する授業の報償費、旅費を助成します。 日本学校農業クラブ東北大会・全国大会への出場にかかる経費を助成します。 日本学校農業クラブ東北大会・全国大会が県内で開催される場合、会場使用料の一部を助成します。
研修教育施設への支援	・研修教育施設が実施する海外農業研修にかかる経費の一部を助成しています。	・宮城県就農促進方針で指定されている県内の研修教育施設	研修教育施設が実施する海外農業研修にかかる旅費・滞在費の一部を助成します。

公社が主催する事業等

事業項目	事業の概要	事業の対象者	助成内容等
就農相談活動	・関係機関(宮城県・宮城県農業会議)と連携した定期的な就農相談会の開催や「新・農業人フェア」等への出展の他、電話やメールによる就農相談にも随時対応しています。	・宮城県内で農業を始めたい方 ・宮城県内の農業法人で働きたい方 ・生業としての農業に興味のある方	定例就農相談会：県仕台合同庁舎で毎月第3火曜日に開催 若年者就農相談会：みやぎジョブカフェで毎月第2木曜日に開催 ※就農相談を希望される方は事前に電話で日時を予約してください。
みやぎ農業見聞のつどい	・宮城県内の農業生産現場等を見学するバスツアー「みやぎ農業見聞のつどい」を開催しています。	・宮城県内で農業を始めたい方	年に2回開催しています。(6月頃と10月頃)
無料職業紹介事業	・厚生労働大臣から無料職業紹介事業の許可を受け、農業法人への求職希望者を求人申込のある農業法人へ紹介しています。	・宮城県内の農業法人で働きたい方	
広報活動	・農業・農村の社会的重要性等を消費者にアピールするとともに、夢を持てる職業としての農業をPRしています。		
調査活動	・青年農業者の確保・育成等に必要な調査活動を行っています。		

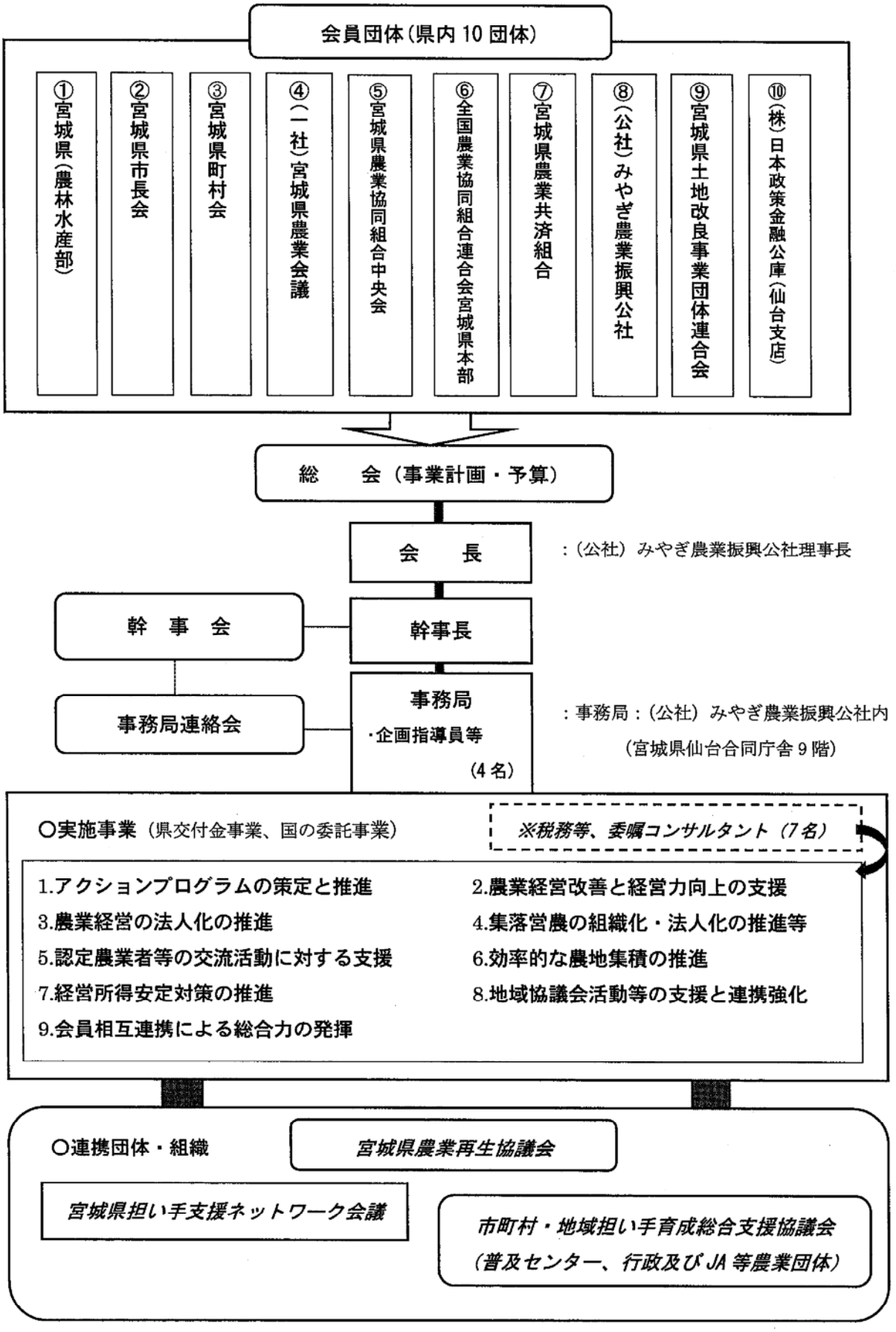
参考資料Ⅱ

宮城県担い手育成総合支援協議会

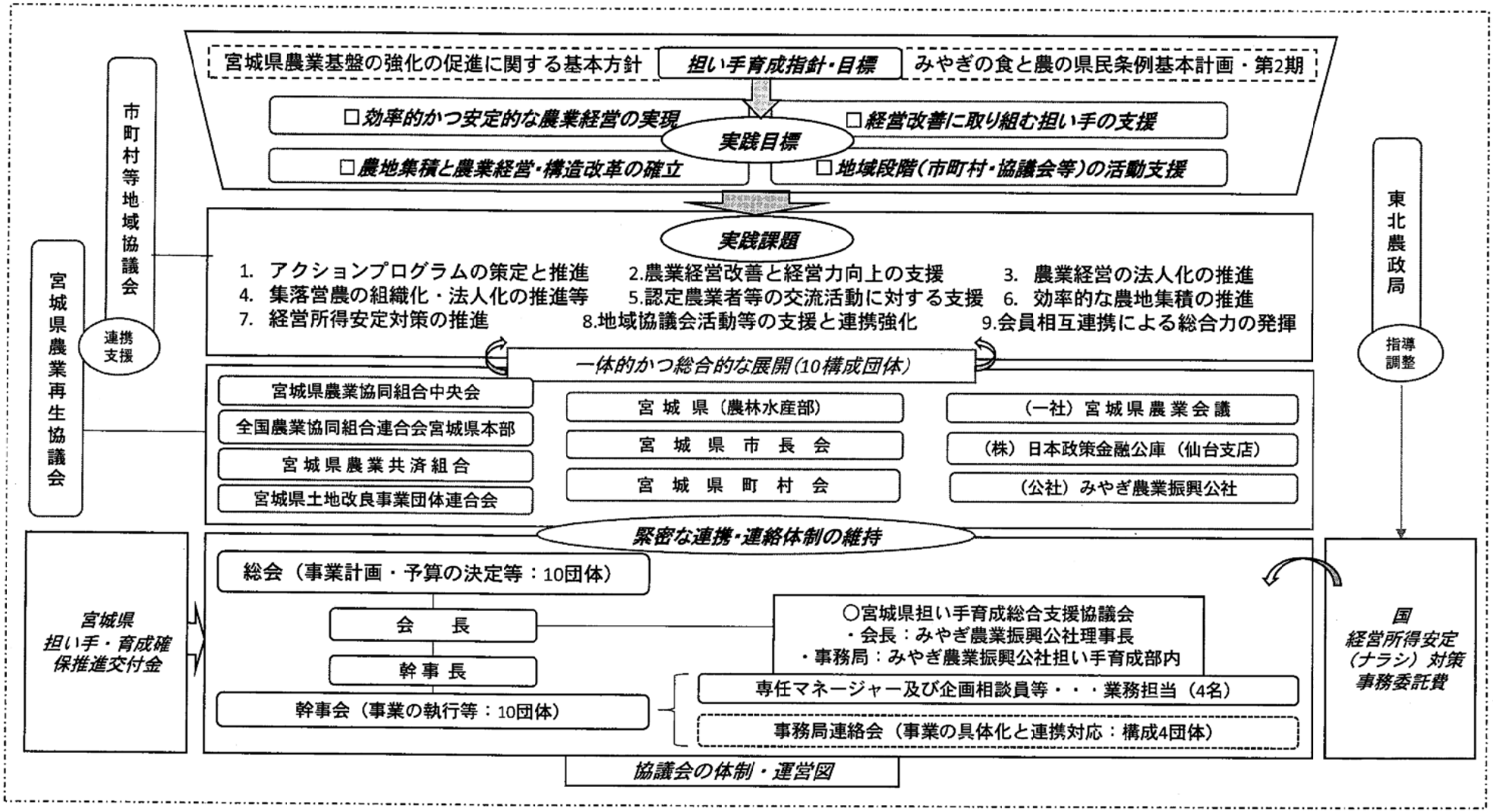
ホームページは、（公社）みやぎ農業振興公社サイトからのリンク、
又は下記アドレスからお入りください。

http://www.miyagi-agri.com/ninaitekyou/index.html

宮城県担い手育成総合支援協議会「体制図」（平成 28 年 4 月現在）



参考:「宮城県担い手育成総合支援協議会」の事業概要(平成28年4月現在)



平成28年度　担い手育成・確保に関するアクションプログラム（数値目標）

平成28年6月

宮城県担い手育成総合支援協議会

1. 経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の育成について

○「県の基本方針」が示す農業経営の育成・確保目標（平成37年）

①年間労働時間　1,800～2,000時間

②年間農業所得　従事者（主）480万円、（主＋1～2人補助等）600～720万円

③認定農業者数　6,500経営体（法人780経営体を含む）

2. 認定農業者の育成・確保について

○認定農業者の育成･確保目標

①現　状　6,436経営体（平成28年3月末）

②目　標　6,448経営体（平成29年3月末）

3. 集落営農の組織化･法人化について

○集落営農の育成･確保目標

①現　状　653組織（平成28年3末現在、経営所得安定対策加入実績）

②目　標　670組織（平成29年3月末・・法人化移行分を除く）

4. 農業経営の法人化について

○農業法人の育成･確保（設立）目標

①現　状　508法人（平成28年3月末）

②目　標　562法人（平成29年3月末）

■対象経営体（効率的かつ安定的な農業経営）の年度別目標

年　度	認定農業者	集落営農	農業法人	備　　考
27年度	6,436	653	508	
28年度	6,448	670	562	28年度目標
29年度	6,460	730	616	
30年度	6,472	790	670	
31年度	6,484	855	724	
32年度	6,500	925	780	県基本計画指標値
33～28年度	①体質改善 ②経営継承	①法人化促進 ②再編強化	①次世代対策 ②事業の多角化	※想定される取り組み課題
37年度	6,500	1,000		県基本方針

※「県基本計画」＝みやぎの食と農の県民条例基本計画（28年3月改訂版：目標32年度）

※「県基本方針」＝宮城県「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（27年11月：目標37年度）

県内の農業法人等の概要

1. 法人形態別数：宮城県農業振興課作成資料より、平成 28 年 3 月現在

区分	株式	有限	農事	合名	合資	LLC	企業組合	計
法人数	179	174	147	2	2	3	1	508

※農事＝農事組合法人、LLC＝合同会社

2. 作目別法人数の内訳、動向：宮城県農業振興課作成資料より、平成 28 年 3 月現在

区分	水稲	水稲主	野菜	花卉	果樹	畜産	菌茸	その他
26 年度	114	80	78	15	5	91	14	56
27 年度	128	88	86	15	8	98	15	70

※畜産＝肉牛、酪農、養豚、養鶏、家禽を含む。

※その他＝麦・大豆、加工等を含む。

3. 企業の農業参入（国の公表資料より、平成 27 年 6 月時点）

区　分	①旧法 (15.4～21.12)	②改正法 (21.12～27.6)	③差　異(②－①)
青森県	31 (19)	42	11
岩手県	17 (12)	34	17
宮城県	4 (3)	18	14
秋田県	6 (3)	25	19
山形県	6 (6)	30	24
福島県	16 (9)	53	37
合　計	80 (52)	202	122
全　国	436 (318)	1,898	1,462

※農地法改正により。21 年以降において企業が農地「リース方式（貸借）」での農業参入等の要件が緩和された。

※①の（　）は、27 年 6 月時点で、営農を存続している法人数

農業経営の法人化及び経営改善・能力向上に係る専門家派遣実施要領

（略称：専門資格者等（コンサルタント）派遣実施要領）

平成28年6月

宮城県担い手育成総合支援協議会

1. 目　的

認定農業者及び集落営農組織等、地域農業の担い手（以下「経営体」という。）の育成・確保を図るため、関係機関との連携を図りながら、これら経営体による持続的発展及び経営力向上のための法人化や経営改善等の取り組みに対し、専門資格者等を派遣することを目的とします。

2. 派遣業務の内容

(1) 農業経営の法人化に関する支援

「法人化」を志向する経営体を対象に、法人設立に向けた事業目論見書（設立計画書）・定款の作成、登記事務、税務・労務・経営管理に係る専門資格者等（税理士・司法書士等、以下「コンサルタント」という）を派遣し指導・助言を行います。

(2) 経営改善相談・指導

大震災からの復興をはじめ、経営体が抱える経営管理・運営に関する課題の解決に向け、コンサルタント（中小企業診断士等）を派遣し、課題や問題に応じた相談・指導を行います。

注）本協議会の委嘱「コンサルタント」については、別添「名簿」の通り。

3. 派遣対象経営体

派遣対象は、次に掲げる経営体とし、当該経営体及び地域協議会等の申請にもとづき、関係機関と調整の上、派遣の有無を決定し、「コンサルタント派遣決定通知書（別紙：様式第3号）」により通知します。

(1) 認定農業者や集落営農組織等の法人化を志向する経営体

(2) 認定農業者や集落営農組織、既存の法人等で、経営改善・経営再建を目指す経営体

4. 派遣申請手続

(1) 法人化の支援

法人化支援に関する申請は、関係機関･団体長の意見を付した「コンサルタント派遣申請書（別紙：様式第1号）」及び「法人設立計画書（別紙：様式第2号）」について、地域担い手総合支援協議会または地域農業再生協議会（以下「地域協議会等」という。）を経由し、本協議会に提出するものとします。

(2) 経営改善等相談・指導

経営改善相談・指導の申請は、「コンサルタント派遣申請書（別紙：様式第1号）」に、関係機関･団体長の意見を付し、地域協議会等を経由し、本協議会に提出するものとします。

注）関係機関･団体長：地域担い手育成総合支援協議会等会長、市町村長（農政担当課長）、農業協同組合長（営農センター長等）、農業委員会会長、農業改良普及センター所長等のいずれかによる。

5. 実施（実績）報告

コンサルタントの派遣を受けた経営体は、支援・相談業務等の終了後、実施報告書（第4の(1)の場合は、別紙：様式第4号、第4の(2)場合は、別紙：様式第5号）について、地域協議会等を経由し、提出するものとする。

6. 関係機関・団体の連携

この業務を効率的かつ成果あるものにするため、地域協議会等及び構成各団体（市町村、農業協同組合、農業改良普及センター等）は、派遣実施の事前・事後を通じ、該当経営体に対する現場段階での支援・誘導等に関して必要な連携・連絡に努めるものとします。

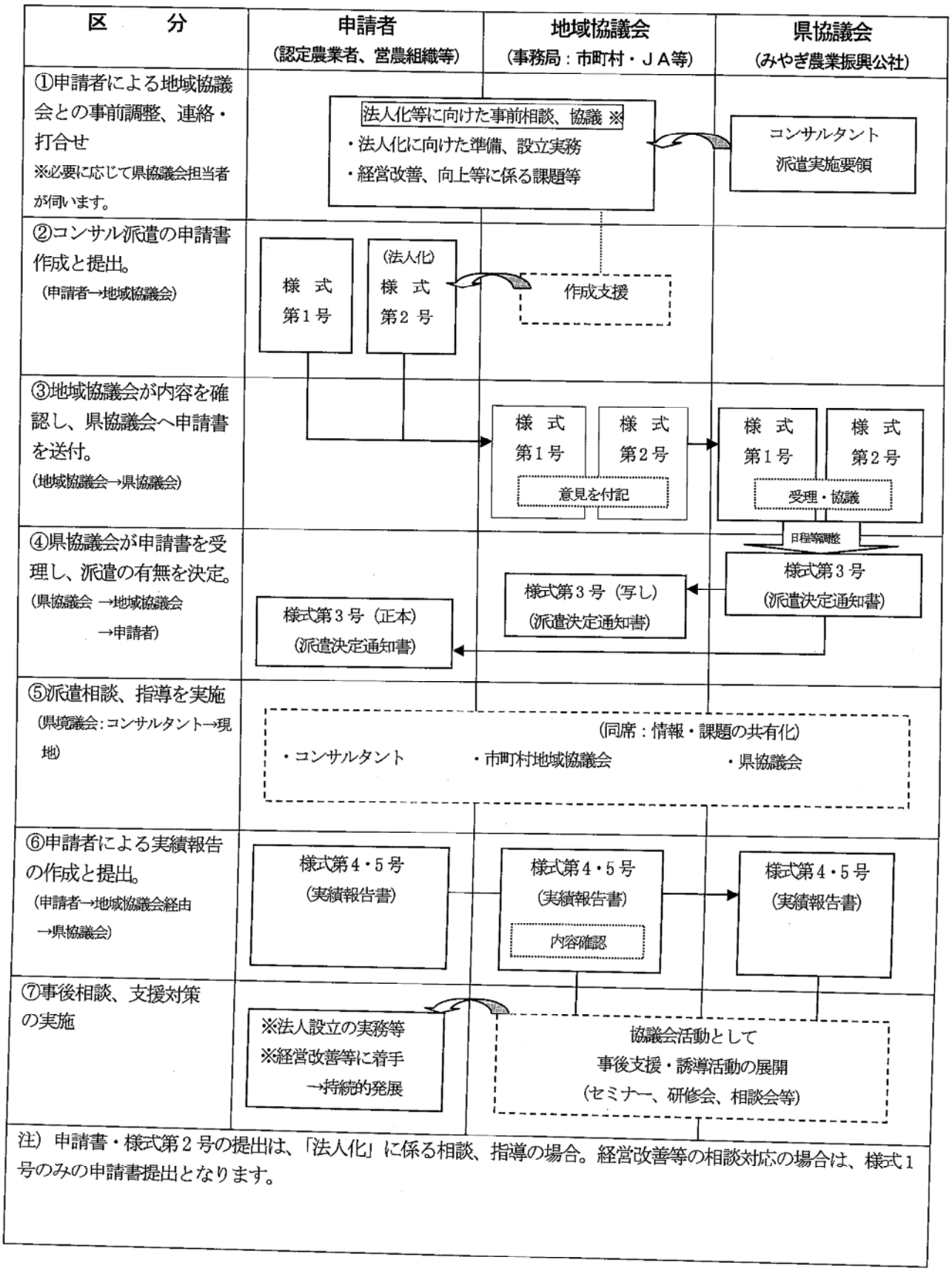
7. 経費の負担

専門家の派遣に伴う旅費及び日当は、原則として各コンサルタント一回に限り、県担い手協議会が全額を負担します。

（参　考）

農業経営の法人化、経営改善・経営力向上に係る

コンサルタント派遣手続きフロー図



注）申請書・様式第２号の提出は、「法人化」に係る相談、指導の場合。経営改善等の相談対応の場合は、様式１号のみの申請書提出となります。